

(問) 重罪被告人辯論前精神錯乱セシトキ公判ヲ中止シタリ爾來該囚病勢日々増加シ爲メニ特別ノ看護者ヲ附スルモ獄中ニ在テハ尙更心思ヲ慰スルコトナクシテ隨テ快氣ノ期モ自然遲延スヘク場合ニヨリテハ保管者ニ於テ取締充分ト認ムルハ療養ノ爲メ親戚ニ責付シ妻子等ノ看護ヲ受ケサセナハ或ハ大ニ全癒ノ徵效ヲ來タスノ一助トナラン果シテ然ラハ自然官民ノ便益トナルヘシ依テ刑事訴訟法第百六十八條ニ若シ保釋ヲ許シ又ハ責付ヲ爲シタルトキハ其言渡ヲ取消シ云々トアルヲ以テ視レハ重罪囚ハ保釋責付ヲ許サ、ルモノ、如シト雖モ其儘在獄セシムルハ却テ病勢ヲ増スノ外ナク如此場合ハ保釋責付ヲ許シテ妨ケナキヤ

(答) 重罪被告人精神錯乱シタル場合療養セシメンカ爲メ保釋責付ヲ許サハ官民ノ便ナル可シト雖モ刑事訴訟法第百六十八條ノ明文アルヲ以テ其儘監倉ニ留置セサルヲ得ス

(理由) 重罪被告人公判中精神錯乱シ若クハ重病ニ罹リタル場合ニ於テハ之ヲ保釋責付シ其妻子等ヲシテ看護療養セシメナハ實際官民ノ便益ナリト雖モ刑事訴訟法第百六十八條ヲ以テ一切保釋責付ヲ許サ、ルコト定メタル上ハ復タ之ヲ奈何トモスルコト能ハサルナリ

第百八十四條 裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲ス可カラズ但辨論ニ因リ發見シタル附帶ノ犯罪ニ付テハ此限ニ在ラス

若シ附帶ノ犯罪ニ付キ豫審ヲ必要ナリトスルトキハ本案ノ辨論ヲ停止スルコトヲ得

第百八十五條 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

第一 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ

第二 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルト

キ

第三 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免カ
ルル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第八十六條 檢事及ヒ被告人ハ第一審第二審ヲ問ハス本案ノ
判決アルマテ何時ニテモ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル申
立ヲ爲スコトヲ得

裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ管轄違又ハ公訴受理ス可カラサル
言渡ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 裁判所ニ於テ前條ノ申立ヲ却下シタルトキハ本
條ノ判決ヲ待タス直チニ控訴又ハ上告ヲ爲スコトヲ得此場合
ニ於テハ本案ノ辨論ヲ停止ス

第八十八條 調書ヲ作リタル司法警察官ハ檢事其他訴訟關係

人ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ證人トシテ之ヲ呼出
スコトヲ得

第八十九條 豫審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル
鑑定人ハ更ニ之ヲ呼出スコトヲ得

豫審ニ於ケル證人ノ供述書又鑑定人ノ鑑定書ハ更ニ其證人、鑑
定人ヲ呼出ササルトキ、證人、鑑定人呼出ヲ受ケ出頭セサルトキ
ハ又ハ豫審及ヒ公判ニ於ケル供述鑑定ヲ比較ス可キトキハ檢
事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ裁判長ノ職權ヲ以テ之ヲ
朗讀セシムルコトヲ得

第九十條 第一百五條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第三百十五
條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス

第九十一條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ出頭スル能ハサ
ルコトヲ疏明シタルトキハ裁判所ハ部員一名ニ命シ又ハ區裁

判所判事ニ屬託シ其所在ニ就テ之ヲ訊問セシムルコトヲ得

第九十二條 檢事、被告人及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出ス
證人ノ氏名目錄ハ開廷ヨリ一日前之ヲ各相手方ニ送達ス可シ

第九十三條 證人ハ互ニ言語ヲ接ス可カラス又供述前辨論ニ
立會フ可カラス既ニ供述ヲ爲シタル後ハ公廷ニ留ル可シ但裁
判長ヨリ退去ノ允許ヲ得タルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 證人及ヒ被告人ノ訊問ハ裁判長之ヲ爲スモノト
ス

陪席判事及ヒ檢事ハ裁判長ニ告ケ證人及ヒ被告人ヲ訊問スル
コトヲ得

訴訟關係人ハ辨論ニ必要ナリトスル事項ヲ分明ナラシムル爲
メ證人ヲ訊問ス可キコトヲ裁判長ニ求ムルヲ得

第九十五條 證人又ハ鑑定人ノ供述不實ニシテ故意ニ出テ禁

錮以上ノ刑ニ該ル可キ者ト思料シタルトキハ裁判所ニ於テ檢
事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ取押ヘ勾
引狀ヲ發シ豫審判事ニ送致ス可シ

其證人又ハ鑑定人ノ供述ハ裁判所書記之ヲ錄取シ豫審判事ニ
送致ス可シ

本條ノ場合ニ於テハ裁判所ニテ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ
因リ又ハ職權ヲ以テ本案ノ辨論ヲ停止スルコトヲ得

第九十六條 被告人聾者啞者又ハ國語ニ通セサル者ナルトキ
ハ第九條第一條ノ規定ニ從フ

第九十七條 裁判所ニ於テハ證人被告人ノ面前ニ於テ十分ナ
ル供述ヲ爲スコトヲ得サル可シト思料シタルキハ其證人ノ供述
中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得但裁判長ハ證人供述ヲ終リ
タル後被告人ヲ入廷セシメ其供述シタル事項ヲ告知ス可シ

本條ノ規定ハ共同被告人ニモ亦之ヲ適用ス

第九十八條 裁判長ハ各證憑ノ取調終リタル毎ニ被告人ニ意見アリヤ否ヤヲ問ヒ且其利益ト爲ル可キ證憑ヲ差出スヲ得ヘキコトヲ告知ス可シ

又證憑物件ハ被告人ニ示シテ辨解ヲ爲サシム可シ

第九十九條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ裁判ス可シ

(問) 刑事訴訟法第九十九條異議ノ申立棄却シタルトキハ直チニ控訴ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 刑事訴訟法第二百五十條ニ依レハ控訴ハ本審ノ判決若クハ特ニ第九十七條ニ定メタル本案前ノ判決ニ對スルニ非サレハ之ヲ爲スヲ得サルナリ去レハ本問ノ場合ハ第九十七條ニ定メタル以外ノ本案前ノ判決ナルヲ以テ控訴ヲ爲スコトヲ得サルハ勿論ナリ

トス

第二百條 裁判所ニ於テハ公訴ノ判決ト同時ニ私訴ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ取調未タ十分ナラサルトキハ公訴ノ判決アリタル後其判決ヲ爲スコトヲ得

第二百一條 被告人有罪ト爲リタルトキハ裁判所ノ職權ヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用ノ全部又ハ一分ヲ負擔ス可キ言渡ヲ爲ス可シ

免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴ニ關スル訴訟費用ハ國庫之ヲ負擔ス

私訴ニ關スル訴訟費用ノ負擔ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

(問) 犯罪事件審理着手中被告人死去シ刑事訴訟法第六條ニ因リ公訴消滅シタル場合ニ於テ既ニ印影ヲ鑑定セシメタル者ノ日當支給

方刑法附則中明文無之右ハ刑事訴訟法第二百一條第二項ニ基キ官費支給ス可キモノナルヤ

(答) 審理中被告人死去シタルキハ官費支給ス可キモノナリ

(理由) 審理中被告人死去シタル場合ハ無用ニ歸シタル場合ト同一

ニシテ裁判費用ヲ被告人ニ負擔セシムル理ナシ

(問) 一刑事控訴裁判確定シ裁判費用官ノ擔當ニ歸スル片原裁判ニ

係ル費用ハ即チ原裁判所ノ費用ニ屬スルモノナルヤ

一原裁判ヲ破毀シ他ノ裁判所ニ移シタル上前同様ノ場合ニ於

テモ亦同シク原裁判所ノ費用ニ屬スルモノナルヤ

一重罪裁判確定シ裁判費用官ノ擔當ニ歸スル時豫審ニ係ル裁判

費用ハ即其豫審ヲ爲シタル裁判所ノ費用ニ屬スルモノナルヤ

(答) 被告人無罪免訴ノ言渡ヲ受ケ裁判費用官ノ負擔ニ歸シタル時

ハ第一審ノ費用ハ第一審裁判所ニテ支辨シ第二審ノ裁判費用ハ第

二審裁判所ニテ支辨スルヲ至當トス破毀前破毀後ノ裁判費用モ亦

此ノ義ニ依ラサルヲ得ス

第二百二條 被告人有罪ト爲リタルト否トヲ問ハス沒收ニ係ラ

サル差押物ハ所有者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ爲

ス可シ

(問) 犯罪ノ證據物件トシテ送致シタル物件ニシテ所有主へ還付ノ

言渡ヲ爲シタリ然ルニ所有者已ニ失踪シ還付スル能ハサルモノハ

如何ナル處分ヲ爲スヲ正當トスヘキヤ

(答) 失踪者ノ遺産ハ家族ニテ保管シ家族ナキ片ハ親族親族ナキ片

ハ區戸長役場ニテ保管セシムルノ例トス故ニ其遺産ノ保管者ニ下

附ス可キモノナリ

(理由) 犯罪ノ證據物件ヲ所有者へ還付スル能ハサルモノ處分方ハ

該物件タル一ノ失踪者ノ遺産ニ外ナラサルヲ以テ失踪者ノ遺産ハ

家族ニテ保管シ家族ナキハ親族親族ナキハ區戸長役場ニテ保管スルノ例ニ準據シ其遺産ノ保管者若シ未タ保管者定マリ居ラサルハ其保管者タルヘキ者ニ下附スヘキモノナリ

第二百三條 刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ依リ其理由ヲ

明示シ且犯罪ノ證據ヲ明示ス可シ

無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦其理由ヲ明示ス可シ

(問) 無罪免訴ノ場合ハ豫審ノ規定ヲ準用シ放免ノ言渡ヲ爲スベキモノトセハ是レ法律ノ解釋ニ止リ之ヲ爲スト爲サ、ルトハ裁判官ノ權内ニアルベキモノナレハ若シ裁判官ニ於テ法律ニ明文ナキヲ以テ特ニ放免ノ言渡ヲ爲スベキモノニアラズトシ之ヲ爲サ、ルハ檢事ハ強テ之ヲ爲サシムルノ權能ナキヲ以テ結局該法條ニ從ヒ執行ヲ停止スルノ外複々手段ナカルヘシ故ニ該法條ニ所謂放免ノ言渡トハ其字面ニ拘ハラズ言渡ノ結果放免スベキモノ即チ無罪免

訴ノ言渡等ヲ包含スト解釋セハ執行上何等ノ障礙モナカルベキカ否ラサレハ或ハ各所其執行ノ手續ヲ異ニスル如キ不都合ノ結果ヲ視ルノ忌ナシトセス

(答) 刑事訴訟法ハ治罪ノ手續ヲ規定シタル法律ナレハ其法律ニ明文ナキト雖モ實際必要ノ手續ハ裁判官ニ於テ必ス爲サ、ルヘカラスルモノナルニ付公判ニ於テ無罪免訴ノ言渡ヲナス場合ニ於テ豫審ノ規定ヲ準用シ放免ノ言渡ヲ爲スハ裁判官ノ職務ニシテ法律ノ解釋ニ止ム可キモノニアラサルナリ

(理由) 公判ニ於テ無罪免訴ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ在テハ縱令法律ニ明文ナシト雖モ放免ノ言渡ヲ爲スハ當然ナリトス殊ニ豫審ノ部ニハ免訴ノ場合ニ於テ放免言渡ヲ爲スヘシト規定シアリ斯ク同一ノ場合ニ公判ト豫審ノ間ニ實際處分方ヲ異ニスルノ理亦タ之ナカルヘシ元來刑事訴訟法ハ治罪ノ手續ヲ規定シタル法律ナレハ法

律ニ明文ナキトキハ裁判官ハ其不明不備ノ点ヲ補ヒ其盡スヘキ丈
ノ手續ヲ爲サ、ルヘカラサルナリ即チ公判ニ於テ免訴無罪ノ言渡
ヲ爲シタルトキハ豫審規定ヲ準用シ放免ノ言渡ヲ爲スハ必要ノ手
續ナリトス

第二百四條 判決ノ言渡ハ辨論ヲ終リタル後即日又ハ次ノ開廷
日ニ之ヲ爲ス可シ

判決ノ言渡ハ判決主文ノ朗讀ニ因リ之ヲ爲ス其判決ノ言渡ト
同時ニ之ヲ朗讀シ又ハ口頭ニテ其要領ヲ告ク可シ

第二百五條 判決ノ原本ニハ其裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、其
事件ニ干與シタル檢事ノ官氏名ヲ記載シ檢事裁判所書記共ニ
署名捺印ス可シ

(問) 訴訟法ニ判事原本ニ署名捺印ストアリ右ハ訴訟人ノ手ニ渡ラ
サル書類ナレハ實印若クハ認印ヲ押用スルモ不都合ナキモ令狀刑

事部判事ニ於テ發スル場合等ノ如キ裁判所外ニ出ル書類ニモ亦私
印ヲ押用スヘキモノトセハ官印ヲ使用スル豫審判事殊ニ書記ハ其
權衡ヲ得サルニ至リ甚タ不都合ナルモ官印使用ハ必要トセサルヤ
(答) 官印ヲ使用ス可キモノナリ

(理由) 原本ニ署名捺印ノコトハ無論官印ヲ押捺スヘキモノナリ

第二百六條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本、謄本又ハ抄
本ヲ求ムルコトヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタルトキハ書記
ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

(問) 刑事判決書ノ正本料ハ幾何ナルヤ

(答) 何分ノ規定アル迄ハ従前ノ例ニ依リ一枚ニ付金三錢ヲ上納セ
シメテ可ナルヘシ

(理由) 何分ノ規定アル迄従前ノ通十四年甲第七號布達ニ依リ一枚
金三錢ノ費用ヲ上納セシメ差支ナキモノナル可シ

(問) 裁判言渡書正本謄本又ハ抄本ヲ求ムル費用徴收方ハ假令官署ニ屬スルモノト雖モ訴訟關係人ノ資格上ヨリ之ヲ請求スル場合ニ於テハ刑事訴訟法第二百六條ニ從ヒ其費用ヲ納メシムヘキモノナルヤ然ルニ訴訟關係人ノ資格ヲ有スル官衙ニ於テ其資格ヲ離レ單ニ事務參照ノ爲メ若クハ事務必要云々ノ事由ヲ付シ請求シ來ルトキハ無代送付ス可キモノナルヤ

(答) 官署ニ於テ單ニ事務上ノ參照ニ供スル場合ニ於テハ無代ニテ送付シ其費用ヲ徴收スルヲ要セサルモノナリ

(理由) 官署カ訴訟關係人ノ資格ヲ以テ裁判言渡書ノ謄本又ハ拔書ヲ求ムル場合ニ於テハ刑事訴訟法第二百六條ニ從ヒ其費用ヲ徴收セサル可ラス然レ其ノ資格ヲ離レ單ニ事務上ノ參照ニ供スル爲メ之ヲ請求シ來ル場合ニ於テハ無代ニテ送付ス可キモノナリ

(問) 刑事附帶私訴ノ判決書送達費ハ官費トスヘキモノナリヤ

(答) 刑事訴訟法第二百六條ニ訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ判決ノ正本謄本又ハ抄本ヲ求ムルコトヲ得トアルヲ以テ其費用中ニハ判決謄寫料ノミナラス之レカ送達ノ費用ヲモ包含スヘキハ勿論ナリ

(參照)

明治十四年^月十二 司法省甲第七號

治罪法第三百十五條裁判言渡ノ謄本又ハ其拔書ヲ求ムル者ハ其用紙一枚金三錢ノ費用ヲ上納スル儀ト可心得此旨相達候事

第二百七條 對席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ裁判長ヨリ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其判決ニ對シ上訴ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ告知シ又關席判決ニ因リ刑ノ言渡アリタルトキハ其判決ニ對シ故障ヲ爲スヲ得ヘキコト及ヒ其期間ヲ記載ス可シ

若シ其告知又ハ記載ナキトキハ更ニ其通知アルマテ上訴及ヒ

故障期間ノ經過ヲ停止ス

(問) 舊治罪法第三百四十六條第三百七十一條第四百三條第四百六條ノ法文ハ刑事訴訟法中ニ明文ナシ而シテ其第二百六十七條ニ上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決云々ニ對シ之ヲ爲スヲ得トアルヲ以テ第二審ノ欠席裁判ニ對スルモ仍ホ被告人ハ故障ヲサスシテ直チニ上告ヲ爲スコトヲ得ヘキヤ

(答) 欠席裁判ニ對シテハ故障ヲ爲サスシテ直チニ上告ヲ爲スヲ得サルヘシ

(理由) 刑事訴訟法ハ治罪法第三百四十六條第三百七十一條第四百三條第四百六條ヲ削除シ其第二百六十七條ニ於テ上告ノ事ヲ規定シ上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本按ノ判決ニ對シテ爲シ得ヘキ旨ヲ規定シタルヲ以テ第二審ノ欠席裁判ニ對シテモ故障ヲ爲サス直ニ上告ヲ爲シ得ヘキカ如シト雖モ本條ハ

專ラ對審裁判ニ付テ規定シタルモノニシテ欠席裁判ニ付テハ故障ヲ爲シタル上ニアラサレハ上告ヲ爲スヲ得サルコトハ刑事訴訟法第二百七條中ニ上訴ト故障トヲ書キ分ケタル精神ニヨリ明カナレハナリ

第二百八條 裁判所書記ハ公判始末書ヲ作り左ノ事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

第一 公ニ辨論ヲ爲シタルコト又ハ公開ヲ禁シタルコトヲ及ヒ其事由

第二 被告人ノ訊問及ヒ其供述

第三 證人鑑定人ノ供述及ヒ宣誓ヲ爲シタルコト若シ宣誓ヲ爲ササルトキハ其事由

第四 證據物件

第五 辨論中異議ノ申立アリタルコト其申立ニ付キ檢事其他

訴訟關係人ノ意見及ヒ裁判所ノ裁判

第六 辨論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ供述セシメタルコト

第二百九條 公判始末書ニハ前條ニ記載シタル事項ノ外裁判ヲ爲シタル裁判所、年月日、裁判長、陪席判事、檢事及ヒ裁判所書記ノ官氏名ヲ記載ス可シ

辨論數日ニ涉ルトキハ其旨及ヒ同一ノ判事出席シタルコトヲ記載ス可シ

辨論中補充判事ヲシテ代ラシメタルトキハ其旨ヲ記載ス可シ

第二百十條 公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ裁判長及ヒ裁判所書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見アルトキハ其紙尾ニ記載ス可シ

第二百十一條 判決及ヒ公判始末書ノ原本ハ訴訟記録ニ添付シ

其裁判所ニ保存ス可シ若シ上訴アリタルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付ス可シ

(問) 刑事訴訟法第二百十一條及第三百三十條末項ニ裁判所トアルハ則チ其文字ノ如ク單ニ裁判所ノミヲ指シタル義ニシテ檢事局ハ包含セサルヤ然ルニ或ハ檢事局ヲモ包含スルモノナリト言フモノアリ右ノ可否如何

(答) 各裁判所ニハ必ス檢事局ヲ付置スト雖モ裁判所ト檢事局トハ各別ノモノナレハ單ニ裁判所トノミ記載シアルニ其中ニ檢事局ヲ包含スト解釋スルハ穩當ナラサルナリ

第二章 區裁判所公判

第二百十二條 區裁判所ハ左ノ場合ニ於テ其管轄ニ屬スル違輕罪及ヒ輕罪ノ公訴ヲ受理ス

第一 檢事ノ起訴アリタルトキ

第二 豫審判事又ハ上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判アリタルトキ

第二百十三條 檢事ハ何レノ場合ニ於テモ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發ス可キコトヲ裁判所ニ請求ス可シ

裁判所ハ裁判所書記ヲシテ被告人ニ對シ呼出狀ヲ發セシム可シ

(問) 刑事訴訟法ニ從ヒ檢事ヨリ裁判所ニ差出ス被告人呼出請求書控訴申立書上告申立書上告趣意書及答辯書ハ從前ノ如ク其公訴又ハ控訴上告ヲ受クヘキ裁判所ノ長支部ハ部長若クハ上席判事區裁判所ハ監督判事ニ宛ツヘキモノナル乎
抗告申立書モ前項ノ如ク其抗告ヲ裁判スヘキ裁判所ノ長ニ宛ツヘキモノナルカ

(答) 檢事ヨリ裁判所ニ向テ被告人ノ呼出請求書控訴申立書上告申立書等ノ類ヲ差出ス場合裁判所ニ於テハ該事件ニ付テハ未ダ其擔任者ノ定メナキヲ以テ其宛ツヘキ名前ヲ地方廳ニ在テハ所長支部ニ在テハ部長區裁判所ハ監督判事ノ名前トシテ差出スヘキモノナリ

第二百十四條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名、職業、住所、出頭ノ日時、場所及ヒ被告事件ヲ記載シ且被告事件違輕罪又ハ罰金ニ該ル可キ輕罪ナルトキハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得ヘキ旨ヲ記載ス可シ

若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未タ其事件ニ付キ取調ヲ受ケサリントキハ辨護準備ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルコトヲ得

第二百十五條 呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫

アル可シ

第二百十六條 判事ハ豫審ヲ經サル被告事件急速ヲ要スルトキハ公判ニ取掛ル前檢証處分ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ檢事其他訴訟關係人ノ立會ヲ要セス

第二百十七條 証人ハ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

又呼出ヲ受ケスシテ出頭シタル者ト雖モ異議ノ申立ナキトキハ裁判所ニ於テ證人トシテ其供述ヲ聽クコトヲ得

第二百十八條 判事ハ先ツ被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、出生ノ地ヲ問フ可シ

檢事ハ被告事件ヲ陳述ス可シ

第二百十九條 判事ハ被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問ス可シ
必要ナル調書其他証憑書類ハ書記ヲシテ朗讀セシメ又証人ノ

供述ヲ聽キ其他証憑ノ取調ヲス可シ

若シ被告人ノ自白アリタル場合ニ於テ檢事、民事原告人ノ異議ナキトキハ他ノ証憑ヲ取調フルニ及ハス

第二百二十條 証憑調濟ノ後檢事ハ事實及ヒ法律適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ其辨護人ハ答辨ヲ爲スコトヲ得

檢事、被告人及ヒ辨護人ハ迭ヒニ辨論ヲ爲スコトヲ得但辨論ノ最終ニハ被告人又ハ辨護人ヲシテ供述セシム可シ

第二百二十一條 公訴ニ付キ辨論終リタル後民事原告人ハ被害ノ事實ヲ證明シ且私訴ニ付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ

被告人、辨護人及ヒ民事擔當人ハ答辨ヲ爲スコトヲ得

第二百二十二條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ若シ被告人勾留ヲ受ケタル

トキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ

本條ノ場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留
狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

(問) 刑事訴訟法第二百二十二條第二項ニ依リ勾留セシ被告人ヲ未
タ管轄裁判所へ送致セサル内保釋責付ヲ要スル事情生ゼシ時ハ檢
事ハ之ヲ爲シ得サルニ依リ元ノ判事ニテ之ヲ爲スヲ得入キヤ

(答) 刑事訴訟法第二百二十二條ニ依リ管轄違ノ言渡ヲ爲シタル場
合ニ於テモ尙ホ勾留ノ必要ヲ認メタルトキハ管轄權ヲ有セサル原
裁判所ノ判事ニ於テ前ノ勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發スルコ
トヲ得ヘキコトハ同條第二項ノ規定スル所ナルヲ以テ從テ又未タ
管轄裁判所へ送致セサル間ニ於テ之ヲ弛ムルノ處分即チ保釋責付
ヲ要スル事情アリタルトキハ又之ヲ爲シ得ルハ當然ノコト、ス何
トナレハ若シ之ヲ爲シ得サルモノトセハ其被告人ハ未タ管轄裁判

所判事ノ許ニ至リタルモノニアラサレハ管轄判事ニシテ此處分ヲ
爲シ得サルニ付被告人ヲシテ無用ニ勾留セシメサルヘカラサルノ
不都合アルヲ以テナリ

第二百二十三條 被告事件其裁判所ノ管轄ニ屬シ且犯罪ノ證據
十分ナルトキハ判決ヲ以テ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

(問) 舊治罪法第三百六十四條第二項ニ(被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受
ケタル時ハ當然保釋責付ヲ取消シタル者トス云々)トアリシニ刑事
訴訟法(第二百二十三條)ハ之ヲ刪除セリ然ラハ既ニ保釋ヲ請ケタル
被告人ハ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル場合ト雖モ其裁判確定ニ至ル
迄尙ホ保釋ハ消滅セサル歟又其言渡アリタル時ハ特ニ保釋取消ノ
言渡ヲ爲スヘキ歟保釋ノ被告人ニシテ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル
時ハ其刑ヲ科ス可キ犯罪人ナレハ其言渡アルト同時ニ保釋モ亦取
消サレタルハ當然ニシテ刑事訴訟法ニ於テ舊治罪法ノ如キ當然保

釋責付ヲ取消シタル者トス云々ノ明文ヲ設定セザリシハ蓋シ其必要ヲ視サルニ基因セシナラン歟若シ又假リニ保釋ハ裁判確定ノ日ニ於テ消滅スル事トセハ從ツテ其刑期モ確定ノ日ヨリ起算セサル可カラス然ルニ刑法第五十一條ニ刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ストアルニモ拘ハラス徒ラニ裁判確定ノ日迄保釋ヲ繼續セハ實際其言渡ノ日ヨリ確定ノ日ニ至ル迄ノ數日ヲ刑期中ヨリ控除セシ理ニシテ忽チ刑事計算ニ抵觸ヲ生スルナリ故ニ保釋ハ禁錮ノ刑ノ言渡アルト共ニ消滅セシモノナラン歟保釋ノ被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケ即時ニ上訴ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テハ曩ニ受ケタル保釋ハ依然繼續スヘキ歟果シテ然ラハ檢察官又ハ辨護人ヨリ上訴申立ヲ爲シタル場合モ亦々繼續スヘキ歟

(答) 被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル場合ト雖モ特ニ保釋取消ノ命令ヲ爲スニアラサレハ裁判確定迄保釋ハ繼續スヘク又保釋中ノ

日數ハ刑期ニ算入スヘカラサルモノナリ

(理由) 刑事訴訟法第二百二十三條ニ於テハ舊治罪法第三百六十四條第二項ヲ刪除シタルニヨリ被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時ト雖モ保釋ハ當然消滅セサルヲ以テ特ニ保釋取消ノ命令ヲ爲スニアラサレハ裁判確定迄繼續スルモノトス刑法第五十一條第三項上訴中保釋ヲ得又ハ責付セラレタル者ハ其日數ヲ刑期ニ算入スルヲ得ストアリ本件ハ上訴中ニアラスト雖モ共ニ保釋中ニアルモノナレハ其保釋中ノ日數ハ刑期ニ算入スヘカラサルヲ當然ナルヘシ然ルトキハ問者ノ言フ如ク刑期計算ニ抵觸スルノ嫌アリト雖モ現ニ違警罪ノ如キ勾留言渡ヨリ其確定迄ノ日數ハ刑期ニ算入セサルコトアルヲ以テ別段差支アラサルヘシ左レハ保釋中ノ被告人禁錮ノ言渡ヲ受ケ即時ニ上訴ノ申立ヲ爲シタル場合ト雖モ保釋ハ上訴中繼續スヘキモノトス

第二百二十四條 犯罪ノ証憑十分ナラス又ハ被告事件罪ト爲ラサルトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲シ又第百六十五條第三號以下ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

(問) 刑事訴訟法第二百七十二條云々勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外云々トアルハ全法第二百二十二條ノ場合ノミヲ指シタルヤ果シ然ラハ本條ニ付無罪ノ言渡(刑事訴訟法第二百二十四條)ヲナス時ニ於テハ自ラ放免ノ言渡ヲ含蓄スル趣旨ナル乎若シ之ヲ含蓄セサルモノトセハ無罪ノ時檢事上訴ヲ爲サ、ル場合モ尙上訴期間内判決ノ執行ヲ停止スルヤ抑モ治罪法第三百五十八條第三項ニ放免ノ文字アルモ刑事訴訟法第二百二十四條ニ於テ之ヲ削除シタルヲ以テ爰ニ疑義ヲ生シタルナリ

治罪法第三百五十九條云々且被告人勾留ヲ受ケタルハ釋放ノ言渡ヲ爲スヘシト規定シタルニ刑事訴訟法中此規定ナキヲ以テ其言渡アラサルモ檢事ニ於テ執行上當然釋放スヘキモノナルカ若シ然ラストセハ勾留五日以内ニ處セラレタル刑ノ執行方法如何スヘキヤ

(答) 兩項トモ豫審ノ規定ヲ準用スヘキモノナリ

(理由) 刑事訴訟法中地方裁判所公判ノ部ニ於テ放免ノ言渡ニ付何等ノ規定之レナキモ全法第百六十五條ニ「豫審判事ハ左ノ場合ニ於テ免訴ノ言渡ヲ爲シ且ツ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ第一犯罪ノ証憑充分ナラサルトキ第二被告事件罪トナラサルハ第三云々トアルヲ以テ全法第二百二十四條ニ依リ犯罪ノ証憑十分ナラス又ハ被告事件罪トナラサルトキ無罪ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ第百六十五條ヲ準用シ無罪ノ言渡ト同時ニ放免ヲ爲シ全法第二百七十二條ノ場合ニ於テハ判決ノ執行ヲ停止セサルヘキモノナリ然ルニ全法第百六十五條ハ豫審ニ就テノ規定ナレハ全

法第二百二十四條ノ場合ニ之ヲ準用スルハ穩當ナラサルカ如シト雖モ全法第九十條ニ「第九十九條以下ノ規定ハ公判ノ證人ニ第三百三十五條以下ノ規定ハ公判ノ鑑定人ニモ亦之ヲ準用ス」ト規定シ別ニ令狀證據被告人ノ訊問等ニ關シ規定ナシト雖モ豫審ノ規定ハ公判ニ適用ス可キモノナルヲ以テ本件ノ如キ場合ニ限り豫審ノ規定ヲ公判ニ適用セサルノ理アル間敷第二「刑事訴訟法公判ノ部ニハ釋放ノ言渡ニ付是亦何等ノ規定ナシト雖モ全法第六十六條ニ「被告事件違警罪ナリト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス言渡ヲ爲シ且ツ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ」云々トアルヲ以テ該條ヲ準用シ釋放ス可キモノナリ

第二百二十五條 前二條ノ場合ニ於テハ私訴ニ付キ其請求價額ノ多寡ニ拘ハラズ判決ヲ爲ス可シ

第二百二十六條 呼出ヲ受ケタル被告人又ハ罰金以下ノ刑ニ該

ル可キ事件ニ付キ其代人公判ノ期日ニ出頭セサルトキハ檢事ノ請求スル所ヲ聞キ關席判決ヲ爲ス可シ

私訴關係人出頭セサルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ關席判決ヲ爲ス可シ

(問) 欠席裁判ニ係ルモノハ其私訴モ公訴ト共ニ未タ確定セサルモノナルヤ又ハ刑ノ未定ニ拘ハラズ私訴ハ執行ノ請求ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 私訴ハ公訴ト共ニ未タ確定セサルモ其ノ假處分ヲ請求シ得ヘキモノナリ

(理由) 欠席裁判ニ係ルモノハ公訴ナルト私訴ナルトヲ問ハス共ニ確定セサルモノナレバ私訴ニ至リテハ義務者ノ現存スル財産ニ對シテ假處分ヲ爲シ得ヘキモノナルヲ以テ被害者ニ於テ之ヲ請求シ得ルノ理アル可キハ當然ナリ

第二百二十七條 禁錮ノ刑ニ該ル可キ事件ニ付キ被告人出頭セ
スト雖モ豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達シ
タル證アルニ非サレハ闕席判決ヲ爲ス可カラス

豫審終結ノ言渡書又ハ公判ノ呼出狀ヲ本人ニ送達スルコト能
ハサル場合ニ於テハ裁判所ニテ猶豫ノ期間ヲ定メ其期間ニ被
告人出頭セサルトキハ闕席判決ヲ爲ス可キ告知書其親屬又ハ
其本籍若クハ最後ノ住所ノ地ノ市町村長ニ送達ス可シ若シ其
本籍若クハ最後ノ住所ノ地分明ナラサルトキハ同上ノ告知書
ヲ少クトモ一月間裁判所ノ揭示板ニ貼付シテ公示ス可シ

第二百二十八條 闕席判決ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ
闕席者ニ送達ス可シ

闕席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ對シ故障ヲ申立ルコトヲ得

(問) 刑事訴訟法第二百二十八條原告ヨリ欠席ノ被告ニ對シ私訴判

決ノ送達ヲ請求スルニハ印紙ヲ貼用セシメ通常民事ノ取扱ヒニ爲
スヘキモノナリヤ

(答) 私訴ノ訴狀ニ印紙ヲ貼用スル等ノ手續ヲ爲スニ及ハスト爲ス
以上ハ私訴判決ノ送達ヲ請求スル場合ニ於テモ亦印紙ヲ貼用スル
ニ及ハサルモノト決定スルハ當然ノコトナリトス

第二百二十九條 故障申立ノ期間ハ三日トス此期間ハ罰金以下
ノ刑ヲ言渡シタル判決及ヒ私訴ノ判決ニ付テハ闕席判決ノ送
達ヲ以テ始マリ禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自
ラ其送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルコトヲ
知リタル日ヲ以テ始マル

(問) 或ハ曰ク故障申立ノ期間ハ三日ニシテ被刑者處在不分明ナル
トキ判決書送達故障申立期間計算方ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フヘ
キモノナリ去レハ同法第百五十八條ノ十四日ヲ經過シタル日ヲ以

テ故障期間確定シ甚々短期ニ失スルヲ以テ更ニ他ニ特別ノ規定ヲ必要トスト然レハ如何ナル規定ヲ設クヘキヤ

(答) 刑事訴訟法第二百二十九條故障申立ノ期間ヲ越算スル初點ハ罰金以下ノ刑ニ在テハ其欠席判決書ノ送達ヲ以テシ禁錮以上ノ刑ニ在テハ被告人自ラ判決書ノ送達ヲ受ケ又ハ判決執行ニ依リ刑ノ言渡アリタルコトヲ知りタル日ヲ以テス而シテ其送達手續ハ刑事訴訟法ニ於テ特ニ設ケタル規定ナキヲ以テ民事訴訟法ノ規定ニ從フヘキモノトス本問ノ如キ被刑者ノ處在不分明ニシテ公示送達ヲ要スル場合ニハ民事訴訟法第五十六條以下ノ規定ニ基キ第五百十八條ノ期間即チ十四日ヲ經過スルヲ以テ送達ヲ爲シタルモノトス然レモ右ハ單ニ送達ノ確定日ヲ定メタル者ニシテ本問ニ言フ如ク其故障申立期間ノ滿了ヲ確定セシムルモノニアラス故障期間ハ其送達ノ確定日ヨリ更ニ三日ヲ經過セサレハ確定セサルノミナラ

ス裁判官ニ於テ若シ尙ホ其日數ヲ以テ不足ヲ感スルトキハ同條第一項然レモ以下ノ規定ニ依リ相當猶豫ノ期間ヲ與フルヲ得ヘキモノナリ又公示送達ヲ爲スハ民事訴訟法第五十七條第一項ニ原告若ハ被告ノ申立ニ依ルヘキノ法意ナルヲ以テ實際檢事ハ罰金以下ノ刑ニ付テモ亦事情ニ依リ其申立ヲ猶豫スルコトヲ得ヘキナリ又禁錮以上ノ刑ニ在テハ刑事訴訟法第二百二十九條ニ於テ別段ノ規定アリ通常ノ送達式ニ依リ裁判確定ニ至ルヘキモノニ非ス如此理由ナルカ故ニ特別ノ規定ヲ必要トセサルナリ

第二百三十條 故障ヲ申立テントスル者ハ關席判決ヲ爲シタル裁判所ニ其申立書ヲ差出ス可シ

第二百三十一條 裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付ス可キ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出ス可シ

(問) 重罪輕罪違警罪ヲ問ハス欠席裁判ニ對シ故障ノ申立アリタル
 其ハ舊治罪法ニ於テハ公廷ヲ開カス所謂書面判決ヲ爲スノ慣例ニ
 アリシカ刑事訴訟法第二百三十二條ノ欠席判決ニ對スル故障ノ判
 決ヲナス場合ハ全法第二百三十一條ニ因レハ特ニ公判ヲ開キ公廷
 ニ於テ言渡ヲナスヘキモノナルヤ

(答) 故障ノ申立アリタル其ハ第二百三十一條ノ手續ヲ爲シ公廷ヲ
 開キ公廷ニ於テ其言渡ヲ爲スヘキモノナリ

(理由) 舊治罪法ニ於テハ故障ノ申立アルヤ先ツ其申立ヲ受理スヘ
 キモノナルヤ否ヤヲ判決シ而シテ受理スヘキモノト判決シタル上
 ニテ始テ其事件ヲ公判ニ付スルノ手續ナリシモ刑事訴訟法第二百
 三十一條ニ依レハ裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルトテ相手方
 ニ通知シ且其事件ヲ公判ニ付スヘキ期日ヲ定メ訴訟關係人ヲ呼出
 スベシト有之第二百三十二條ニハ裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障

ヲ許スヘキヤ否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲナシタルヤ否ヤヲ調
 査シ此要件ノ一チ欠ク其ハ判決ヲ以テ棄却スベシト書シ而シテ第
 二百三十三條ニハ故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常
 ノ規定ニ從ヒ裁判スベシトアリ右三條ノ明文ニ依テ考フルニ故障
 ノ申立アリタル其ハ先ツ其事件ヲ公判ニ付スルノ手續ヲナシ公判
 開廷ノ上ニテ若シ其故障ノ申立受理スヘカラサルモノト思料スル
 其ハ判決ヲ以テ棄却シ其之ヲ受理スヘキモノトスル其ハ別段ノ判
 決ヲ要セス其儘之ヲ受理シ而シテ通常ノ手續ニ從ヒ裁判ヲナスヘキ
 モノトス

第二百三十二條 裁判所ニ於テハ職權ヲ以テ故障ヲ許ス可キヤ
 否ヤ又故障ノ期間ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要
 件ノ一チ缺クトキハ判決ヲ以テ故障ヲ棄却ス可シ

(問) 刑事訴訟法第二百三十二條ノ手續ハ公判開廷ノ上ニ於テスヘ

キヤ若シ果シテ然ラハ此場合ニ於テモ該判決ニ對シ通常ノ規則ニ從ヒ扣訴ヲ爲シ第二審ノ場合ニ在テハ上告ヲモ爲シ得ルモノナルヤ然ルニ職權ヲ以テ棄却ノ判決ヲ爲シタル場合ノ如キ職權トアル以上ハ訴訟關係人ハ如何ナル口實ヲ以テスルモ之ヲ非難スルノ途ナク又上訴審モ其判決ヲ左右スルコト能ハスシテ遂ニ上訴ハ全ク有名無實ニ歸スルニ至ルヘシ是等ノ觀察スレハ或ハ本條ノ判決ハ一種特別ノモノニテ上訴ヲ許スモノニアラス隨テ公判開廷等ノ手續ヲ履ムヲ要セス訴訟記録ニ依リ判決ヲ爲シ又檢事ノ意見ヲモ聞クヲ要セサルヤ

(答) 故障棄却ノ判決ハ公判開廷ノ上爲スヘキヤ否ヤ刑事訴訟法第百三十二條ニ明文ナシト雖モ判決ナル語ハ已ニ公判開廷ノ意ヲ含ムノミナラス前第二百三十一條ニ裁判所ニ於テハ故障ノ申立アリタルコトヲ相手方ニ通知シ且ツ其事件ヲ公判ニ附スヘキ期日ヲ

定メ云々トアリテ故障ノアリタルトキハ公判ニ附スヘキ手續ヲ規定シアルヲ以テ故障棄却ヲ爲ス場合ニ於テモ前條ノ手續ト同シク公判開廷ノ上判決スヘキモノトス
上訴ハ如何ナル判決ニ對シテモ爲シ得ルモノニアラス本案ノ判決ニアラサレハ上訴ヲ爲スコトヲ得サルモノナレハ本條故障棄却ノ判決ハ本案ノ判決ニアラサルヲ以テ之レニ對シ上訴ヲ許スヘキモノニアラサルナリ

第二百三十三條 故障ノ申立ヲ受理シタル場合ニ於テハ更ニ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ
前項ノ場合ニ於テ故障申立人闕席シタルトキハ更ニ故障ヲ申立ルコトヲ得ス

第二百三十四條 第二百四十七條第二百四十八條ノ規定ハ闕席判決ニ對スル故障ニモ亦之ヲ準用ス

第三章 地方裁判所公判

第二百三十五條 地方裁判所ニ於テハ豫審判事又ハ上級裁判所

ヨリ事件ヲ移ス裁判ニ因リ其管轄ニ屬スル輕罪及ヒ重罪ノ公
訴ヲ受理ス

又輕罪ニ付テハ檢事ノ起訴ニ因リ其公訴ヲ受理ス

第二百三十六條 前章ノ規定ハ此章ニ別段ノ定メナキモノニ限
リ地方裁判所ノ輕罪、重罪ノ公判ニ準用ス

第二百三十七條 重罪事件ニ付テハ開廷前裁判長又ハ受命判事
ハ裁判所書記ノ立會ニ依リ一應被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選
任シタルヤ否ヤヲ問フ可シ若シ辯護人ヲ選任セサルトキハ裁
判長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辯護士中ヨリ之ヲ選任ス可
シ被告人及ヒ辯護士ニ異議ナキトキハ辯護士一名ヲシテ被告
人數名ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

書記ハ本條ノ訊問ニ付キ特ニ調書ヲ作ル可シ

(問) 重罪ノ起訴アリ然ルニ被告人ヨリモ辯護人ヲ撰定セス且根室
地方ノ如キ其裁判所ニ所屬代言人ナキ場合ニハ明治十五年第一號
公布ニ依リ公判ヲ開キ差支ナキモノナリヤ

(答) 重罪事件ニ付テハ辯護人ハ法律上必要ノモノニ付之チ欠クト
キハ到底爲シ能ハサルモノニ付被告人ニ於テ辯護人ヲ選マス且ツ
代言人ナキ地方ニ在テハ刑事訴訟法公判通則第七十九條第二項
ニ依リ被告人ノ承諾上被告人ノ選定シタル名義ニテ相當ノ法律知
識ヲ有スルモノヲ辯護人ニ選定スルヨリ他ニ方法ナキモノナリ而
シテ明治十五年第一號公布ハ刑事訴訟法發布ト共ニ消滅シタルコ
ト明カナリ

(問) 前問辯護人ノ日當ハ被告人無資力ナルトキハ國庫ヨリ支辨ス
ヘキモノナリヤ否ヤ

(答) 右ハ前問答ノ段ニ於テ被告人ニ於テ辯護人ヲ選ハス且代言人ナキ地方ニ在テハ被告人ノ承諾上被告人ノ選定シタル名義ニテ相當ノ法律知識ヲ有スル者ヲ辯護人ニ選定スヘキコトヲ掲ケタレハ其選定辯護人ハ即チ被告人ノ選定シタル辯護人ト同一ニ見做サルヘカラス去レハ其日當ノ如キハ勿論被告人ノ負擔ニ歸シ國庫ノ支辨スヘキモノニアラサレモ被告人無資力ナルトキハ其費用支出ノ途ナキニ至ルヲ以テ此場合ニハ是レヲ救済スル爲メ判事ニアラサル裁判所中ノ職員等ヲ以テ無報酬ニテ其事件ヲ辯護セシムルヨリ他ニ方法ナキナリ

第二百三十八條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢事其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ受命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

(問) 治罪法第三百七十七條ニ裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ新ナル證人ヲ呼出シ鑑定人ヲ命シ若クハ臨檢ヲ爲スコトヲ得云々トアリ然ルニ改正訴訟法第二百三十八條ニハ裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ云々又ハ受命判事ヲシテ職權ヲ以テ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得トアルノミニシテ新ナル證人ヲ呼出シ鑑定人ヲ命シトノ明文ヲ削除セラレタリ

右削除セラレタル精神ハ要スルニ公判々事ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求アルニアラサルヨリハ職權ヲ以テ新ナル證人鑑定人ヲ呼出スハ穩當ナラストノ趣意ニ出タルモノナル哉又ハ既ニ臨檢處分ヲモ爲シ得ルノ明文アル以上ハ證人鑑定人ヲ喚出シ得ルハ勿論ノ事ニシテ畢竟贅文ニ屬スルノ精神ヨリ削除セラレタルモノナルヤ

(答) 刑事訴訟法第二百三十八條疑義右ハ公判々事ハ全法第二百十九條第二項ニ依リ證人ヲ呼出シ鑑定人ヲ命スルコトヲ得ルヲ以テ之

ヲ重キテ全第二百三十八條ニ規定スルニ及ハサルモノトシ治罪法
第三百五十七條ヨリ右ノ明文ヲ削除シタルモノナリ

(理由) 刑事訴訟法第二百三十八條ニ於テ治罪法第三百五十七條中
「新ナル證人ヲ呼出シ鑑定人ヲ命ジ」トアル明文ヲ削除シタルハ蓋シ
公判々事ハ檢事其他訴訟關係人ノ請求アルニ非サレハ職權ヲ以テ
證人鑑定人ヲ呼出スハ穩當ナラストノ趣旨ニ出タルモノニ非ラサ
ルヘク又既ニ臨檢處分ヲ爲スヲ得ルノ明文アル以上ハ證人鑑定人
ヲ喚出シ得ルハ勿論ニシテ特ニ法文中ニ其明文ヲ定ムルノ必要ナ
カルヘシトノ旨趣ニ出タルモノニモ非サルヘシ必竟スルニ刑事訴
訟法第二百三十八條末段裁判所ハ其職權ヲ以テ公判々事中特ニ受
命判事ヲシテ臨檢ノ處分ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得ヘキコ
トヲ主トシテ設ケタル條項ニ過キサルナリ而シテ公判々事ノ證人
鑑定人ヲ呼出スコトヲ得ルハ既ニ第二百十九條第二項ニ於テ規定

スル所ナリ左レハ之ヲ重ネテ第二百三十八條ニ記載スルノ必要ナ
キニ因リ治罪法第三百五十七條ヨリ其明文ヲ削除シタルニ外ナキ
ナリ

第二百三十九條 裁判所ニ於テハ被告人其罪ヲ自白シタルトキ
ト雖モ仍ホ證憑ヲ取調ヘサル可カラズ

第二百四十條 裁判所ニ於テハ被告事件區裁判所ノ管轄ニ屬ス
ルモノト認メタルトキト雖モ第一審ノ判決ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ其請求ノ價額通常民事上區裁判所管轄ニ屬スルト
キ亦同シ

第二百四十一條 裁判所ニ於テ輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重
罪ナリトスルトキ又ハ檢事ヨリ更ニ其事件ヲ重罪トシテ訴追
スルコトヲ申立タルトキハ豫審判事ニ送付スル決定ヲ爲ス可
シ但被告人勾留ヲ受ケサルトキハ勾留狀ヲ發ス可シ

其被告事件豫審ヲ經タルトキハ公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ属スル處分ヲ爲スコトヲ得

第五編 上訴

第一章 通則

第二百四十二條 檢事其他訴訟關係人ハ法律ニ許シタル上訴ヲ爲スコトヲ得

檢事ハ被告人ノ利益ノ爲メニモ亦上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十三條 辯護人ハ被告人ニ代リ上訴ヲ爲スコトヲ得但被告人ノ明言シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

(問) 刑事訴訟第二百四十三條ニ依リ辯護人ハ被告人ニ代リ控訴ヲ爲シタルトキ單ニ其申立書ノミヲ提起シ控訴審廷ニ出廷スルヲ要

セサルヤ將タ其控訴事件結局マテ必ス出廷スヘキモノナリヤ

(答) 重罪事件ニ付テハ刑事訴訟法第二百三十七條第二百六十四條ニ規定スル如ク辯護人ハ必要ニシテ欠クヘカラサルモノナレトモ輕罪事件ニ付テハ法律ハ辯護人ノコトニ付何等ノ規定モナキニ付キ辯護人ニ於テ被告人ニ代リ控訴ヲ爲シタルトキト雖モ必スシモ事件終局マテ出廷セサルモ差支ナキナリ

第二百四十四條 被告人ノ法律上代理人ハ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得

第二百四十五條 勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出シ署長ハ之ヲ其裁判所ニ送致ス可シ

第二百四十六條 檢事ヲ除ク外上訴ヲ爲シタル者ハ其判決アルマテ何時ニテモ之ヲ取下クルコトヲ得

(問) 總テ上訴ハ正當ノ期間内其申立若クハ趣意書ヲ提出スルヲ以

テ成立シ然ラハ既ニ其事件ハ上訴審廳ノ管轄ニ屬スルカ故ニ未タ其記録被告人等ヲ送付セサル以前ニ方リ刑事訴訟法第二百四十六條ニ依リ其取下ヲ爲シタル者ト雖モ下級裁判所ハ之ヲ上訴審廳ニ送付シ以テ其處分ニ委セサル可カラサルカ如シ然レモ刑事訴訟法第二百四十六條ノ法文タルニ被告人ノ便益ヲ保護スル爲設定セラレタル者トセハ其取下ヲ爲シタルニモ拘ハラス上訴審廳ノ處分ヲ俟ツハ徒ラニ日子ヲ曠過シ刑期ニモ影響ヲ及ホシ官廳ニ官廳ノ手數ト被告人ノ不利益トヲ生スル而已ナラス社會ノ經濟上ニ關係スル所亦甚タ大ナリ果シテ然リトセハ之カ取下ノ申立ニ接スルヤ其上訴自然消滅セシモノトナシ直ニ初審廳檢事ニ於テ刑ノ執行ヲ指揮シ刑期ハ取下申立ノ日ヨリ起算セシム可キモノ、如シ然レモ若シ此例ヲ以テスルハ記録被告人等ヲ送付シタル後上訴審廳ノ檢事ハ未タ之ヲ裁判所ニ差出サ、ル以前又ハ重罪ノ刑ヲ言渡サレタ

ル者ニシテ控訴豫納金ノ免除ヲ請求シタルニ因リ初審廳ノ檢事ニ於テ書類而已ヲ送付シ被告人ヲ移サ、ル場合若シクハ第二審ノ判決ヲ經タル者上告中其取下ヲ爲シタル場合ノ如キ其旨趣減ナ同一ナルヲ以テ檢事限り之ヲ區處シ上訴審廳ニ通告シテ記録ノ還送ヲ請求セハ可ナルニ似タリ此場合ニ於テ他ハ暫ク措キ其上告ニ係ルモノナルハ之カ通告書ノ郵送中既ニ第三審ノ判決ヲ下サ、ルナキヲ保ス可カラス否其例勘シトセス而シテ其判決擬律錯誤等ノ故ヲ以テ原裁判ヲ破毀シ無罪ノ言渡ヲ爲シタルハ業既ニ執行シタル日數ヲ奈何セン是畢竟未決勾留ノ長キヲ避ント欲シテ却テ罪科ニ陷ル、大害ヲ醸スルニ至ラン左スレハ上告中ノ者ト豫納金免除請求ノ者トヲ區別シ此兩者ノ取下ニ限り上訴審廳ニ送付シ其處分ニ委ストセン乎條理已ニ全一ニシテ處分ノ區々ナル而已ナラス亦煩雜ニ涉ルヲ如何セン故ニ多少遺憾ナシトセサルモ利弊相伴フハ物

ノ數ナルヲ以テ寧ロ上訴審廳ニ送付シテ其處分ニ委スルヲ法律ノ精神ト解釋シテ可ナルヤ

(答) 上訴取下ケノ申立ハ其當時已ニ決判アリタルキヲ除クノ外即時効ヲ生スルモノリ

(理由) 上訴申立ノ取下ヲ爲スヲ得ヘキ時期ニハ何等ノ制限ナシ唯
 ヲ判決前ナルヲ要スルノミ此故ニ取下ケヲ爲ス官署ト上訴裁判
 所ト同一ノ地ニ在ルキハ取下ケノ効ハ其申立ト共ニ生スルハ疑ナ
 キ處トス然レモ其遠隔ノ地ニアルキハ議論ナキ能ハス故ニ舊治罪
 法ニアリテハ取下ケヲ以テ一ノ請願トナシ上訴裁判所ノ判決前ニ
 到達スルニアラサレハ其効ヲ生セサルモノトセリ然レモ取下ケナ
 ルモノハ刑事訴訟法ニ於テ被告人ノ利益ノ爲メニ與ヘタルモノニ
 シテ一種ノ權利タルコト疑チ容レス隨テ取下ケハ其申立チナスト
 共ニ効ヲ生スルハ自然ノ理ナリ唯其取下ケノ當時判決ノアリタル

ヤ否ニヨリテ有効トナリ無効トナルノミ夫レ斯クノ如ク取下ケハ
 被告人ノ權利タルガ故ニ地方ヲ異ニスルカ故ニ其權利ニ消長アル
 ヘキノ理ナシ要唯タ取下ケノ當時ニ判決アリタルヤ否チ見ルニア
 ルノミ是ヲ以テ取下ケハ其判決前ニ送達アルマテ効ナシトスレハ
 僻遠ノ地方ニアル被告人ト上訴裁判所々在地ニアル被告人トノ間
 ニ權利ノ消長ヲ來スノ恐レアリ又刑期計算ノ點ニ於テ標準ヲ異ニ
 ス即チ後者ノ場合ニ於テハ取下ケト共ニ刑ノ執行ニ着手スルヲ得
 ルモ前者ノ場合ニ於テハ原裁判所檢察カ上訴裁判所ノ處分ヲ知ル
 マテ刑ヲ執行スル能ハス殊ニ取下ケ申立後送達前ニ上訴棄却ノ判
 決アリタルキハ刑期起算ハ後判々決ノ日ヨリセサルヘカラス被告
 人ノ不幸モ亦甚タ大ナリト謂フヘシ或ハ上訴本按ノ判決無罪ト決
 シタルキハ取下申立ノ効ナキコトハ却テ被告人ノ利益トナルヘシ
 ト論スルモノアレモ是レ被告人望外ノ利益ニシテ上訴棄却ノ場合

ニ受クル不利益ヲ償フニ足ラス又一旦取下ノ申立後ニ判決アリタル場合ニ於テハ其判決ハ其以前ニ取下ノ申立アリタリト云フノ理由ヲ以テ之ヲ無効トナス能ハスト論スルモノアレハ已ニ取下ケノ申立アリタル以上ハ其判決タル訴ナキニ判決シタルモノト同シク初メヨリ判決ノ効ナキモノナリ以上述フル所ノ理由ニヨリ取下ケノ申立ハ即時効チ生ス唯々其當時判決ノ未済ナルチ要スルノミト云フヲ得ヘキナリ

(問) 爰ニ故障及控訴等總テ取消ヲ願出ルモノアルトキハ必ス裁判所長等ノ聞届ヲ待ツヘキモノナルヤ且右聞届タル旨ヲ檢事ヨリ司獄官へ通知スヘキモノナルヤ

(答) 取消ノ効ヲ生スル爲メニハ聞届ヲ要スルモノナリ而シテ檢察官ハ刑ノ執行ヲ指揮スル時ハ刑期起算ノ日ヲ司獄官ニ知ラシムルチ要スルハ無論ノチナリ故ニ上訴取消願聞届ハ上訴期限後ニ在ルハ

ハ右聞届ノ日ヲ刑ノ執行ヲ指揮スル時ニ之ヲ示ス可キモノナリ

第二百四十七條 訴訟關係人天災其他避ク可カラサル事變ノ爲メ上訴期間ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ疏明シタルトキハ期間ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルコトヲ得但障礙ノ止ミタル日ヨリ通常ノ期間内ニ其疏明方法ヲ申立書ニ記載シ上訴ヲ爲ス可シ

第二百四十八條 前條ノ申立アリタルトキハ裁判所書記速ニ其申立書ヲ相手方ニ送達ス可シ相手方ハ三日内ニ答辨書ヲ差出スコトヲ得

上訴ヲ裁判ス可キ裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ先ツ其申立ヲ許ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

第二百四十九條 上訴完結ノ後其訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還ス可シ

(問) 上訴完結ノ後ハ其上訴裁判所ハ直チニ一件記録ヲ第一審裁判所へ還付スヘキモノナリヤ

(答) 刑事訴訟法第二百四十九條ニ於テ上訴完結後其訴訟記録ノ返還方チ規定セリト雖モ其規定ニ依レハ上訴ニ係ル訴訟記録ハ上訴審ニ於テ爲シタル裁判ノ謄本ト共ニ第一審裁判所ニ之ヲ返還スヘシトアルカ故ニ中ニハ其上訴裁判所ニシテ直チニ第一審裁判所へ返還スルモノアルモ最モ其上訴裁判所ニシテ第二審即チ控訴裁判所ナルトキハ別ニ差支チ生セサルモ上告裁判所ナルトキハ實際不都合ノ生スル場合尠ナカラサルヲ以テ上告裁判所ヨリ訴訟記録返還ノ節ハ必ス第二審控訴裁判所ヲ經由シテ第一審裁判所へ返還スヘキモノトス

(問) 上訴書類(控訴申立書上告申立書趣意書答辯書ノ類)及ヒ上訴審ニ於テ成立スル書類(公判始末書刑事訴訟法第二百八十條第二項ニ據リ受命判事ノ作ル報告書ノ類)ハ刑事訴訟法第二百四十九條ニ所謂其訴訟記録中ニ包含スルモノトシ第一審裁判所へ送付スヘキヤ將タ該條中ニ包含セサルモノナリヤ

(答) 本問ニ云フ處ノ書類ノ如キハ總テ刑事訴訟法第二百四十九條ノ訴訟記録包含スルモノトス
(注意) 控訴裁判所ニ於テ刑ノ執行ヲ爲スヘキトキハ其控訴審ニ於テ確定セシト上告審ニ於テ確定セシトヲ問ハス罰金科料ナレハ完納又ハ換刑言渡ノ後體刑ナレハ執行指揮ノ後其月日ヲ明カニシ第一審裁判所ニ訴訟記録ヲ返還スヘキモノトス

第二章 控訴

第二百五十條 控訴ハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

(問) 控訴裁判所へ控訴ヲナシ全裁判所ニ於テハ原裁判ノ言渡カ相
當ナリト認メタル以上ハ原裁判所ノ言渡シタル刑期ヲ伸縮シ得ヘ
カラサルモノナルヤ

(答) 控訴裁判所ハ原裁判所ニ於テ認メタル罪名ヲ相當トスルモ其
情狀ヲ斟酌シテ刑期ヲ變更スルヲ得ヘキモノナリ

(理由) 原裁判ヲ相當ナリトシテ其刑期ヲ伸縮スルハ前後矛盾シ不
都合ナルカ如シト雖モ原裁判相當ナリトハ蓋シ擬律ニ於テ錯誤ナ
シトノ謂ナル可シ果シテ然ラハ控訴裁判所ハ素ト事實ヲ復審ス可
キモノナルニ付審理上原裁判ニ錯誤ナキモ情狀減量ス可キモノア
リト認メタル時ハ其刑期ヲ變更スルヲ得可キモノナリ

第二百五十一條 控訴ハ判決ノ一分ニ限り之ヲ爲スコトヲ得若
シ之ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シ控訴ヲ爲シタルモノ
ト看做ス可シ

第二百五十二條 控訴ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ五日ト
ス

闕席判決ヲ受ケタル者ハ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チ
ニ控訴ヲ爲スコトヲ得

(問) 對質裁判ヲ受ケタル者ノ爲メニ控訴ヲ爲スノ期間ヲ五日ト爲
シタル以上ハ欠席者ヲシテ三日間ニ控訴スヘシトスルハ所謂難キ
ヲ責ムルニ似テ法律ノ主意ニモアラザルベシ該條二項ノ如キハ唯
其故障ノ期間内ト雖モ故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ
得ル旨ヲ指示シタルニ止マリ強チ故障ヲ爲シタル以上ニ非サレハ
控訴ヲ爲スコト能ハスト云ヘルカ如キ疑惑ヲ隱起セサル様注意シ
タルモノニ過キササルベシ果シテ然ラハ右ノ期間ハ五日ナリトスル
モ適當ノ考ナリヤ否ヤ

(答) 對質裁判ニ對スル控訴ノ期間ハ五日ナルニ欠席判決ヲ受ケタ

ル者ハ三日間ニ控訴ヲ爲スヘシトスルハ刑事訴訟法第二百五十二條第二項ニ故障ノ期間内故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲スコトヲ得トアルニ由リ法文ノ解釋上已ムヲ得サル決定ナレハ問者ノ考ハ適當ノモノニアラサルナリ

(問) 控訴申立ノ被告人出頭セズ欠席裁判セリ如斯場合ニ於テ被告ハ故障又ハ上告ヲ爲スコトヲ得ルヤ

(答) 故障ヲ爲スヲ得直チニ上告ヲ爲スヲ得サルモノナリ

(理由) 刑事訴訟法第二百六十八條ニ依リ控訴申立ノ被告人ニ對シ欠席判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ公判通則第二百七條第一項ノ末段ノ規定ニ依リ其判決ニ對シ故障ヲナスヲ得ヘキコト及其期間ヲ記載スヘキ筋ナルヲ以テ其被告人ハ故障ノ權アルハ勿論ナリ又其判決ニ對シ故障ヲ爲サスシテ直チニ上告ヲ爲スヲ得サルモノナリ

(問) 刑事訴訟法第二百五十二條等ニハ日ヨリトアリテ同法第三十八條ニハ日ヨリノ明文ナシ右ハ共ニ總則第十五條ヲ適用シ初日ヲ算入セザルノ精神ナリヤ

(答) 刑事訴訟法第三十八條ニ送達アリタルヨリ三日内云々トアリテ第二百五十二條ニ言渡アリタル日ヨリ五日トストアルモ單ニ日ノ字ノ有無ニヨリ其意義ニ差別アルヘキ筋ナキニヨリ同シク總則第十五條ヲ適用シ初日ヲ算入セサルモノナリ

第二百五十三條 本案ノ判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ス

(問) 民事參加人ヨリ私訴ノミニ付テ控訴セリ判決ノ執行ヲ停止スルカ

(答) 公訴ノ判決ハ停止セサルモノナリ

(理由) 公訴ノ成立ハ全ク私訴ト關係ヲ有セサルヲ以テ私訴ノ有無取消上訴ハ其効力ヲ公訴並ニ之レカ判決ニ及ホスヲ得サルモノ

ナリ

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

裁判所控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ
第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

(問) 刑事訴訟法第二百五十五條同第二百七十六條決定ヲ爲スマテノ期間又抗告アリタルトキハ抗告ニ付裁判ヲ爲スマテノ期間ハ執行ヲ停止セシテ可ナルヤ或ハ停止スルモノナルヤ若シ停止スルモノトセハ死刑ノ如キモ判決確定經伺濟ノモノモ亦停止セサルヲ得サルヤ

同條期間ヲ經過シタル控訴又ハ上告ノ申立ハ決定ヲ以テ棄却ストアリテ期間内申立ヲ爲シテ豫納金ヲ期間外ニ上納シ又ハ趣意書ヲ期間外ニ差出シタルモノニ付定規ナシト雖モ此等モ同シク決定ヲ以テ棄却スヘキヤ或ハ決定ヲ以テ棄却スルモノハ單ニ控訴又ハ上告ノ申立ノミニ限り豫納金又ハ趣意書ニ付テハ決定ニ付セス檢事限り却下ススヘキヤ

(答) 刑事訴訟法第二百五十二條ノ規定ニ依レハ本案判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ストアリテ抗告ノコトニ付テハ何等ノ明文アルコトナシ果シテ明文ナキ以上ハ檢事ハ抗告ノ如何ニ關セス直チニ其執行ニ着手シ敢テ停止ヲ要セサルヘシ尤モ死刑ノ如キ一旦執行シテ再ヒ回生セシムルコト能ハサル事件ノ如キハ假令確定後經伺濟ノモノト雖モ彼ノ再審ノ訴又ハ特赦ノ申立等アリタル場合ニ於ケルカ如ク其執行ヲ停止シ抗告ノ決定ヲ俟テ後チ更ニ執行ノ如何ヲ定ムヘキモノニ付死刑ニ

ナリ

第二百五十四條 控訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

裁判所控訴ノ申立アリタルコトヲ速ニ相手方ニ通知ス可シ
第二百五十五條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル控訴ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

(問) 刑事訴訟法第二百五十五條同第二百七十六條決定ヲ爲スマテノ期間又抗告アリタルトキハ抗告ニ付裁判ヲ爲スマテノ期間ハ執行ヲ停止セスシテ可ナルヤ或ハ停止スルモノナルヤ若シ停止スルモノトセハ死刑ノ如キモ判決確定經伺濟ノモノモ亦停止セサルヲ得サルヤ

同條期間ヲ經過シタル控訴又ハ上告ノ申立ハ決定ヲ以テ棄却ストアリテ期間内申立ヲ爲シテ豫納金ヲ期間外ニ上納シ又ハ趣意書ヲ期間外ニ差出シタルモノニ付定規ナシト雖モ此等モ同シク決定ヲ以テ棄却スヘキヤ或ハ決定ヲ以テ棄却スルモノハ單ニ控訴又ハ上告ノ申立ノミニ限り豫納金又ハ趣意書ニ付テハ決定ニ付セス檢事限り却下ススヘキヤ

(答) 刑事訴訟法第二百五十二條ノ規定ニ依レハ本案判決ニ對スル控訴ノ期間内及ヒ控訴アリタルトキハ判決ノ執行ヲ停止ストアリテ抗告ノコトニ付テハ何等ノ明文アルコトナシ果シテ明文ナキ以上ハ檢事ハ抗告ノ如何ニ關セス直チニ其執行ニ着手シ敢テ停止ヲ要セサルヘシ尤モ死刑ノ如キ一旦執行シテ再ヒ回生セシムルコト能ハサル事件ノ如キハ假令確定後經伺濟ノモノト雖モ彼ノ再審ノ訴又ハ特赦ノ申立等アリタル場合ニ於ケルカ如ク其執行ヲ停止シ抗告ノ決定ヲ俟テ後チ更ニ執行ノ如何ヲ定ムヘキモノニ付死刑ニ

對シテハ一概ニ論斷スヘカラス又第二項期間内申立ヲナシ豫納金
又ハ趣意書等ヲ期間外ニ差出シタルトキハ別ニ何等ノ規定ナキヲ
以テ決定ニ付スルコトヲ要セス檢事限り却下スヘキモノトス

第二百五十六條 訴訟記録ハ檢事ヨリ控訴裁判所ノ檢事ニ送致
シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

公訴ノ判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケ
タルトキハ檢事ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監獄ニ移ス可シ

(問) 控訴ニテ無罪ヲ言渡シタルモノ檢事ノ上告ニ因リ原裁判ヲ破
毀シ他ノ控訴廳ニ移シタルトキ被告人ハ更ニ引渡ノ上該廳ニ押送
シ可ナルヤ

(答) 被告人ヲ押送スルハ前ニ發シタル令狀ニヨリ原裁判所檢察官
ニ於テ被告人ヲ引致シタル上他ノ裁判所ニ移スヘシ

(理由) 被告事件上告ノ末無罪ノ裁判破毀セラレタルキハ前ニ發セ
シ令狀ハ尙ホ其効力ヲ存スルヲ以テ之ヲ他ノ裁判所ニ移サントス
ルハ前ノ令狀ニ依リ被告人ヲ逮捕シタル上押送スヘキモノナリ

第二百五十七條 控訴裁判所ニ於テハ訴訟關係人ニ對シ呼出狀
ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

第二百五十八條 控訴ノ裁判ニ付テハ地方裁判所ノ第一審ニ關
スル規定ヲ適用ス

第一審ニ於テ訊問シタル證人又ハ鑑定ヲ爲シタル鑑定人ハ控
訴裁判所ニ於テ其再度ノ訊問鑑定ヲ必要ナリトセサルトキハ
之ヲ呼出ササルコトヲ得

第二百五十九條 控訴ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶控訴ヲ爲
スコトヲ得

控訴裁判所ノ檢事モ亦附帶控訴ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ノ期間内ニ於テ申立テ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ期間ノ經過後ニ係ルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ控訴ヲ棄却ス可シ

第二百六十一條 控訴裁判所ニ於テハ控訴ヲ理由ナシトスルキハ判決以テ控訴ヲ棄却ス可シ

控訴ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ更ニ裁判ヲ爲ス可シ

第二百六十二條 控訴裁判所ニ於テハ原裁判所ノ管轄違ナルコトヲ認メタルトキハ原判決ヲ取消ス可シ此場合ニ於テ勾留ヲ要スルモノト認メタルトキハ前勾留狀ヲ存シ又ハ新ニ勾留狀ヲ發シ其事件ヲ檢事ニ交付ス可シ

原裁判所ニ於テ不當ニ管轄違ヲ言渡シタルトキハ其判決ヲ取消シ事件ヲ其裁判所ニ差戻ス可シ

第二百六十三條 前條第一項ノ場合ニ於テ控訴ヲ受ケタル地方裁判所自ラ其事件ニ付キ第一審トシテ裁判權ヲ有スルトキハ更ニ其事件ニ付キ判決ヲ爲ス可シ但事件重罪ナルトキハ第二百四十一條ノ規定ニ從ヒ處分ス可シ

第二百六十四條 控訴院ニ於テ地方裁判所カ輕罪ナリト判決シタル事件ヲ重罪ナリトスルトキハ又ハ其事件ヲ重罪ナリトシテ主タル控訴又ハ附帶控訴アリタルトキハ其公判ヲ止メ更ニ重罪事件トシテ裁判ス可キ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ其事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

本條ノ場合ニ於テ被告人辯護人ヲ選任セサルトキハ第二百三十七條第二項ノ規定ニ從ヒ裁判長ノ職權ヲ以テ辯護人ヲ選任ス可シ

第二百六十五條 被告人辨護人又ハ法律上代理人ノミ控訴ヲ爲シタルトキハ原判決ヲ變更シテ被告人ノ不利益ト爲スコトヲ許サス

被告人ノ利益ノ爲メ檢事ヨリ控訴ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十六條 控訴申立人出頭セサルトキハ闕席判事ヲ以テ控訴ヲ棄却シ相手方出頭セサルトキハ申立人ノ意見ヲ聽キ闕席判決ヲ爲スコトヲ得

第三章 上告

第二百六十七條 上告ハ地方裁判所又ハ控訴院ノ第二審ニ於テ爲シタル本案ノ判決及ヒ第百八十七條ニ規定シタル本案前ノ判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得

(參照)

勅令第四十六號 明治十九年六月九日

罰金及追徴ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲サントスルトキハ其罰金及追徴金ノ十分ノ一ニ當ル金額ヲ上告趣意書ニ添へ原裁判所書記局ニ預置ク可シ否ヲサレハ上告ヲ爲スコトヲ得ス若シ上告不當ナルトキハ大審院ニ於テ其全部又ハ幾分ヲ没入スルノ言渡ヲ爲スヘシ

第二百六十八條 上告ハ法律ニ違背シタル裁判ナルコトヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

法則ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シタルトキハ法律ニ違背シタルモノトス

第二百六十九條 裁判ハ左ノ場合ニ於テ常ニ法律ニ違背シタルモノトス

- 第一 規定ニ從ヒ判決裁判所ヲ構成セサリシトキ
- 第二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラレタル判事裁判

ニ參與シタルトキ但忌避ノ申請又ハ上訴ヲ以テ除斥ノ理由ヲ主張シタルモ其効ナカリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第三 判事忌避セラレ其忌避ノ申請ヲ理由アリト認メタルニ拘ハラヌ裁判ニ參與シタルトキ

第四 裁判所ニ於テ其管轄又ハ管轄違ヲ不當ニ認メタルトキ

第五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサルトキ

第六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルトキ

第七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得ヘキ場合ヲ除ク外請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタルトキ

第八 判決ヲ公行セス又ハ公開ヲ禁スル言渡ナクシテ辨論ヲ公ニセサルトキ

第九 裁判ニ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ齟齬アルトキ

第十 擬律ノ錯誤アルトキ

第二百七十條 免許又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告人ノ利益ノ爲メ設ケタル規定ニ背キタルコト又ハ土地ノ管轄違アリト雖モ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

第二百七十一條 上告申立ノ期間ハ判決言渡アリタル日ヨリ三日トス

第二百七十二條 本案ノ判決ニ對スル上告ノ期間内及ヒ上告ノ申立アリタルトキハ勾留及ヒ放免ノ言渡ヲ除ク外判決ノ執行ヲ停止ス

(問) 公判ニ於テ無罪免訴ノ言渡(即チ第二百二十四條ノ場合)ヲ爲ス

へキ場合ニ於テ裁判官ハ放免ノ言渡ヲ爲スハ決シテ必要ナラス又決シテ當然ノモノニアラス殊ニ法律ニ明文ナキトノ理由ヲ以テ放免ノ言渡ヲ爲サザルトキハ其被告人ハ如何スヘキヤ

(答) 裁判官ニ於テ放免ノ言渡ヲ爲サザルトキハ執行官タル檢事ニ於テハ言渡ナキモノヲ執行スルコトハ到底爲シ能ハサルコトナルノミナラス右裁判官ノ考覈ハ法律ニ明文ナシトノ理由ニ出ルモノナルニ於テハ該言渡ニ對シ上告ヲ爲スノ途モ無之ヲ以テ檢事ニ於テハ無罪免訴ノ言渡アリタルトキハ其判決ノ確定スルマテハ被告人ヲ放免セサルヨリ外致方ナキモノトス

第二百七十三條 上告ヲ爲スニハ其申立書原裁判所ニ差出シ且其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シ
裁判所ハ上告申立書及ヒ趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時間内ニ之ヲ相手方ニ送達ス可シ

(問) 遠隔地ニ居住スル刑事被告人又ハ民事原告人ヨリ郵便封書ヲ以テ上告申立書或ハ上告趣意書ヲ送致スルモノアルハ受付ヘキヤ果シテ然リトセハ上告期限計算方ハ右申立書等ノ裁判所書記局ニ到着セシ日迄ヲ算入スヘキ哉又ハ郵便局へ交付セシ日迄ヲ計算スヘキヤ

(答) 上告申立書等郵便ヲ以テ送致スルヲ得ヘキヤ否ヤ及上告期限計算方ハ左ノ通

- 一 郵便ヲ以テ上告申立書或ハ上告趣意書ヲ送致スルモノアルハ之ヲ受クルモ妨ケナシ
- 二 前項ノ場合ニ於テ期限ヲ計算スルニハ上告申立書等ノ裁判所書記局ニ到達セシ日迄ヲ算入ス

(理由) 郵便ヲ以テ訴狀ヲ差出ス者ハ明治六年當省第六十九號達ニ依リ一切不取上ノ例則ニアルニ刑事ニ付テハ刑事訴訟法第二百七

十三條ニ上告ヲ爲スニハ原裁判所ニ差出シ云々トアリ又本條末段ニ其申立ヲ爲シタル日ヨリ五日内ニ趣意書ヲ差出ス可シトアリテ其上告申立書又ハ趣意書ヲ差出スヘキ手續ニ付テハ特別ノ規定ナキヲ以テ郵便ニテ之ヲ差出スモ敢テ不可ナキヲ信ス而シテ上告申立書及趣意書ハ期限内ニ裁判所ニ到達スヘキヲ正則トシ囚人カ獄司ヲ經由シテ上告申立書等ヲ差出ス場合ニ於テ其獄司ニ差出シタルヲ裁判所ニ差出シタルト同一視スルハ蓋シ拘禁ノ身柄已ムヲ得サルニ出タルモノナルヘシ故ニ郵便ヲ以テ上告申立書等ヲ差出シタルハ其期限内ニ到達セシキニ限り有効ノモノトナサハルヘカラス然ルニ上告申立書等ヲ郵便ニテ差出スハ其差出ト到達トノ日時ヲ異ニスルヲ以テ往々其期限内ニ到達シタルヤ否ヤ明瞭ナラサル場合アリ因テ裁判所ヲシテ郵便到達ノ日時ヲ證明シ得ヘキ丈ノ手續ヲ爲サシムルヲ必要トスルナリ

第二百七十四條 相手方ハ上告申立書及ヒ趣意書受取リタル日

ヨリ五日内ニ答辨書ヲ原裁判所ニ差出スコトヲ得

裁判所ハ其答辨書ヲ受取リタルヨリ二十四日時内ニ之ヲ上告申立人ニ送達ス可シ

第二百七十五條 檢事ヨリ差出ス可キ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辨書ハ二通ヲ作り一通ヲ上告裁判所ニ差出シ一通ヲ相手方ニ送達ス可シ

私訴ノ判決ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出スヘキ上告申立書及ヒ趣意書又ハ答辨書ニテモ亦同シ

第二百七十六條 原裁判所ニ於テハ期間ヲ經過シタル上告ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條 訴訟記録ハ檢事ヨリ上告裁判所ノ檢事ニ送致

シ其檢事ハ之ヲ裁判所ニ差出ス可シ

第二百七十八條 上告ノ相手方ハ其判決アルマテ附帶上告ヲ爲スコトヲ得

上告裁判所ノ檢事モ亦附帶上告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十九條 上告申立人及ヒ相手方ハ辨護士ヲ差出スコトヲ得

重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢事ヨリ重罪ノ刑ニ該ル可キモノトシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者自ラ辨護士ヲ選任セサルトキハ上告裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所所屬ノ辨護士中ヨリ之ヲ選任ス可シ

第二百八十條 裁判長ハ受命判事ヲ定ム可シ

受命判事ハ訴訟記録ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ意見ヲ付ス可カラス

第二百八十一條 上告申立人及ヒ相手方ハ受命判事ノ報告書ヲ差出スマテハ其趣意ヲ擴張ス可キ明辨書ヲ上告裁判所ニ差出スコトヲ得

受命判事報告書ヲ差出シタル後辨明書ヲ差出シタルトキハ之ヲ其報告書ニ添フ可シ

第二百八十二條 裁判所書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ期日ヲ上告申立人及ヒ相手方ノ辨護士ニ報告ス可シ

第二百八十三條 開廷ノ日ニハ受命判事先ツ其報告書ヲ朗讀ス可シ

檢事及ヒ辨護士ハ各其趣意ヲ辨明ス可シ

私訴ノ上告ニ付テハ檢事最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ

第二百八十四條 上告申立人又ハ相手方ヨリ辨護士ヲ差出ササルトキハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十五條 上告裁判所ニ於テハ上告ノ理由ナキトキ又ハ法律上ノ方式及ヒ期間内ニ於テ起ササルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却ス可シ

第二百八十六條 上告ヲ理由アリトスルトキハ其上告ニ係ル判決ノ部分ヲ破毀シ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可シ但後二條ニ記載シタル場合ハ此限ニ在ラス

第二百八十七條 擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ判決ヲ破毀シタルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク上告裁判所ニ於テ直チニ判決ヲ爲ス可シ

第二百八十八條 公判ノ手續規定ニ背キタルコトアリト雖モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ホササルトキハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移スコトナク止タ其手續ヲ破毀ス可シ

第二百八十九條 判決ノ一分ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アルトキハ其部分ヲモ破毀ス可シ

擬律ノ錯誤又ハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シタルニ因リ被告人ノ利益ノ爲メニ判決ヲ破毀シタルトキハ其利益ハ上告ヲ爲ササル共同被告人ニモ及ホス可シ

第二百九十條 上告裁判所ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス言渡ヲ爲ス可キトキハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ指定ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ其裁判所ノ民事部ニ移ス可シ

第二百九十一條 第二百六十五條ノ規定ハ上告ニモ亦之ヲ準用ス

第二百九十二條 第一審裁判所ト第二審裁判所トヲ問ハス法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ期間内ニ上訴スル者ナクシテ其判

決確定シタルトキハ其事件ニ付キ上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事ハ司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ其裁判所ニ非常上告ヲ爲スコトヲ得

非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ直チニ其事件ニ付キ判決ヲ爲スコシ

第四章 抗告

第二百九十三條 抗告ハ法律ニ於テ特ニ許シタル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二百九十四條 抗告ニ付テハ直近ノ上級裁判所其裁判ヲ爲スコシ

抗告裁判所ノ裁判ニ對シテハ抗告申立人ヨリ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ス

第二百九十五條 抗告ノ期間ハ裁判ノ送達アリタル日ヨリ三日

トス

第二百九十六條 抗告ヲ爲スニハ其申立書ヲ原裁判ヲ爲シタル裁判所又ハ豫審判事ニ差出スコシ

其裁判所又ハ豫審判事ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ不服ノ點ヲ更正シ又理由ナシトスルトキハ意見ヲ付シテ三日内ニ抗告申立書ヲ抗告裁判所ニ送致シ且豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ニ付テハ訴訟記録ヲモ送致スコシ

第二百九十七條 抗告裁判所ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽キ書類ニ依リ抗告ノ裁判ヲ爲スコシ

第二百九十八條 豫審終結ノ裁判ニ對スル抗告ニ付キ抗告裁判所ニ於テ必要ナリトスルトキハ受命判事ヲシテ事件ノ取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

受命判事ハ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得

第二百九十九條 抗告裁判所ニ於テハ抗告ヲ許ス可キヤ否ヤ又抗告ノ期間内ニ於テ申立ヲ爲シタルヤ否ヤヲ調査シ此要件ノ一ヲ闕クトキハ其抗告ヲ棄却ス可シ

第三百條 抗告裁判所ニ於テ抗告ヲ理由アリトスルトキハ原裁判ヲ取消シ自ラ更ニ裁判ヲ爲シ又抗告ヲ理由ナシトスルトキハ之ヲ棄却ス可シ

第六編 再審

第三百一條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲スコトヲ得但判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタルモ其殺サレタリト認メラレシ者犯罪後生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ

第二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第三 犯罪アル以前ニ作リタル公正證書ヲ以テ當時其場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ

第四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタルトキ

第五 公正證書ヲ以テ訴訟記録ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ

第六 判決ノ憑據ト爲シタル民事上ノ判決他ノ確定ト爲リタル判決ヲ以テ廢棄若クハ破毀セラレタルトキ

第三百二條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者左ノ如シ

第一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事

第二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル公訴裁判所ノ

檢事

第三 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル上告裁判所ノ

檢事

但司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲ス可シ

第四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

第五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタルトキハ其親屬

第三百三條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラス何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得

第三百四條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原判決ノ謄本及ヒ證憑書類ヲ添ヘ之ヲ原裁判所ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事ハ其書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ上告裁判所ノ檢事ニ差出ス可シ

原裁判所ノ檢事及ヒ控訴裁判所ノ檢事自ラ再審ノ訴ヲ爲サン

トスルトキハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ

第三百五條 上告裁判所ニ於テハ檢事ノ請求ニ因リ速ニ受命判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告ヲ爲サシム可シ

第三百六條 上告裁判所ニ於テハ受命判事ノ報告及ヒ檢事ノ意見ヲ聽キ判決ヲ爲ス可シ

第三百七條 上告裁判所ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ原裁判ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコトヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可シ

其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規定ニ從ヒ裁判ヲ爲ス可シ

第三百八條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於テ上告裁判所ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタルトキハ其事件ヲ

他ノ裁判所ニ移スコトナク原判決ヲ破毀ス可シ

第三百九條 再審ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡アリタルトキ又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタルトキハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其判決ヲ揭示ス可シ

(問) 酒造税則附違犯事件ニ付罰金ノ刑ニ處セラレ其裁判確定後再審ノ訴ヲ爲シタルニ無罪ノ言渡ヲ受ケタリ茲ニ無罪ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ曩キニ完納シタル罰金ノ返還方ヲ求メタリ右ハ再審ノ判決ニ因リテ名譽ヲ恢復スル爲メ定規ノ場所ニ揭示スルニ止メ罰金若クハ沒收物件等ノ滅盡シタルモノハ返還スルニ及ハサルモノナリヤ然レハ罰金ノ刑ヲ受ケシ者ノ如キハ体刑執行ヲ受ケシ者ト異ナリ返還セントスレハ之ヲ返還スルニ途ナキニアラサレハ若シ返還スヘキモノトスレハ其罰金ヲ徴収シタル裁判所ヨリ下付スヘキモノナリヤ又ハ無罪ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヨリ下付スヘキモノナリヤ

(答) 再審ノ訴ニ依リ無罪ト爲リタルトキハ其効果ハ以前ニ遡リ無罪ノモノトナルニヨリ已ニ執行シタルモノト雖モ其事柄ノ恢復シ得ヘキモノ即チ罰金ノ如キハ之カ返還ノ處分ヲ爲サミルヘカラス而シテ其返還ヲ爲ス裁判所ハ曩キニ罰金ヲ徴収シタル裁判所ヲ以テ至當ノ所ナリトス

第七編 大審院ノ特別權限ニ屬スル訴訟手續

第三百十條 裁判所構成法第五十條第二號ニ記載シタル大審院ノ特別權限ニ屬スル犯罪ニ付テハ檢事總長其捜査ヲ爲ス可シ

地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察官モ亦其犯罪ニ付キ捜査ヲ爲シ檢事總長ニ報告ス可シ

第三百十一條 前條ニ記載シタル犯罪ノ現行犯アル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ地方裁判所、區裁判所ノ檢事及ヒ司法警察

官ハ第四百四十四條及ヒ第四百四十七條第一項ノ規定ニ從ヒ豫審處分ヲ爲スコトヲ得但豫審判事ニ通知スルコトヲ要セス

第三百十二條 前條ノ場合ニ於テハ地方裁判所檢事ヨリ證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ檢事總長ニ送達ス可シ

第三百十三條 檢事總長ハ何レノ場合ニ於テモ其事件大審院ノ特別權限ニ屬シ且起訴ス可キモノト認メタルトキハ豫審判事ヲ命ス可キコトヲ大審院長ニ請求ス可シ

第三百十四條 大審院長ヨリ命ヲ受ケタル豫審判事ハ豫審ヲ爲シタル上ニテ他ニ取調ヲ要スルコトナシト思料シタルトキハ訴訟記録ニ意見ヲ付シ大審院ニ差出ス可シ

第三百十五條 大審院ニ於テハ檢事總長ノ意見ヲ聽キ先ツ其事件ヲ公判ニ付ス可キヤ否ヤヲ決定ス可シ

其事件地方裁判所又ハ區裁判所ノ權限ニ屬スルモノト決定シタルトキハ管轄裁判所ヲ指定シ其事件ヲ送達ス可シ若シ特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノト認メタルトキハ決定ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第百六十五條ニ記載シタル場合ニ於テハ決定ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百十六條 前數條ニ於テ特ニ規定シタルモノヲ除ク外豫審公判ノ手續ハ第三編第四編ノ規定ヲ準用ス

第八編 裁判執行、復權及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第三百十七條 刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第三百十八條 死刑ノ言渡確定シタルキハ檢事ヨリ速ニ訴訟記録ヲ司法大臣ニ差出ス可シ

司法大臣ヨリ死刑ヲ執行ス可キ命令アリタルトキハ三日以内ニ其執行ヲ爲ス可シ

第三百十九條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタルトキハ直チニ之ヲ執行ス可シ

體刑ノ言渡ヲ受ケ其執行ヲ遁レタル者ニ對シ檢事ノ發シタル逮捕狀ハ勾留狀ト同一ノ効ヲ有ス其關席判決ニ係ル場合ニ於テ發シタル者亦同シ

(問) 十五年第十號公達囚人護送手續及同年司法省丙第十四號達ハ消滅セシモノナルヤ

(答) 十五年第十號公達囚人護送手續第九條ハ存續シ其他同年十四號達ハ消滅ス

但シ逃走罪ノ現行犯ナルトハ令狀ナクシテ逮捕スヘク非現行犯ナルトハ既決囚ニ付テハ檢事ヨリ逮捕狀ヲ發シ未決囚ニ付テハ

通常治罪ノ手續ニ從フヘキモノトス

(理由) 第二項刑事被告人又ハ既決囚徒ノ逃走シタル場合ニ於ケル明治十五年丙第十四號達司法警察官ヲシテ令狀ヲ發セシムルノコトハ刑事訴訟法實施ト共ニ消滅シタルモノニシテ此ノ場合ニ於テ其逃走ノ現行犯ナルトハ令狀ナクシテ逮捕シ得ヘク又若シ非現行犯ノ場合ニ於テハ既決囚ニ付テハ刑事訴訟法第三百十九條第二項ニ依リ檢事ヨリ逮捕狀ヲ發シ未決囚ニ付テハ通常治罪ノ手續ニ從フヘキモノトス然レモ全年第十號達囚人護送手續第九條ハ單ニ通知ノ義務ヲ護送者ニ負ハシメタルマテニテ別ニ刑事訴訟法ト牴觸スルコトナキニ由リ消滅ノ限ニ在ラス

(參照)

第十號

開拓使
警視廳
府
縣東京府ヲ除ク

明治六年^{十一月}第三百九十一號并同十年^{七月}第四十九號ヲ以テ囚人護送規則及ヒ遞傳方相達置候處今般更ニ別冊ノ通囚人護送遞傳方改正シ本年七月一日ヨリ施行候條從前達中矛盾ノ廉ハ同日限廢止ス此旨相達候事

明治十五年二月一日

太政大臣三條實美

(別冊)

●囚人護送手續

第一條 甲廳ヨリ乙廳又ハ集治監へ送移スル囚人ハ囚籍及ヒ處刑宣告書所持ノ物品ヲ併セ沿道警察本分署ニ於テ遞傳護送スヘシ但一府縣管内本支監獄ノ間ニ護送スル囚人モ其距離拾里以外

ニ至ルモノハ本文ニ準スルヲ得

第二條 新タニ就捕セシ犯罪人及ヒ諸令狀ニ據リ引致スル刑事被告^人又ハ脫走ノ軍人軍屬ノ遞傳護送ヲ要スル者モ前條ノ手續ニ準スヘシ

但入監後糾問等ノ爲メ所在ノ法衙ニ往復スルハ本條ノ限ニ在ラス

第三條 第一條第二條ノ護送ニ付スル囚人ノ員數及ヒ發出日時ハ其當該官吏ヨリ前以テ沿道警察本分署へ遞報スヘシ

第四條 護送囚人ノ數ハ一行拾名以下トス護送警吏及ヒ繩取ノ人員ハ適宜タルヘシ

但便利海路ニヨルトキハ適宜囚人ヲ増加スルヲ得

第五條 遞傳護送ハ日出ヨリ日没マテヲ限トス

第六條 警察本分署ニ於テハ護送囚人ノ鄉貫氏名刑名又ハ犯罪見

込書ノ要領及ヒ著發日時ヲ記載シ置クヘシ

第七條 護送ノ囚人ハ沿道警察本分署ニ宿セシムヘシ若シ支障アルトキハ該地戸長ニ照會シ宿所ヲ定メ適宜取締ヲ爲スヘシ

第八條 護送途中囚人病發スルトキハ沿道警察本分署ニ付シ治療スヘシ若シ死去スルトキハ該地戸長ニ埋葬ヲ囑シ引取人アル者ハ之ニ下付ス醫師ニ死去證書ヲ作ラシメ戸長及ヒ護送警吏連印シ書類物品ヲ併セ送達スヘキ衛署ニ遞付シ仍ホ發出衛署ニ報知スヘシ

第九條 護送途中囚人逃亡スルトキハ先ツ緝捕方ヲ最寄警察本分署ニ報告シ仍ホ發出衛署及ヒ送達スヘキ衛署へ報告スヘシ

但第八條及ヒ本文ノ手續ヲ爲スタメ他囚護送ヲ遲緩ス可ラス若シ速ニ手續ヲ了シ難キ場合ハ最寄警察本分署ノ助力ヲ請フコトヲ得

第十條 遞傳護送スル警察官吏ノ旅費ハ都テ沿道地方ノ警察費ヲ

以テ支辨スヘシ

但繩取ノ雇給ハ第十一條第十二條ノ區別ニ依リ囚人ニ屬スル費用中ニテ支辨スヘシ

第十一條 第一條ニ掲クル囚徒ニ屬スル護送中ノ費用ハ明治十四年第十七號布告ニ依リ區分シ集治監ニ送ルトキハ沿道府縣ノ仕拂ニ立テ其他ハ出發府縣ノ監獄費ヨリ支拂フヘシ

第十二條 第二條ニ掲クル各犯人ニ屬スル護送中ノ費用ハ沿道地方警察費ヲ以テ支辨スヘシ

第十三條 護送囚人死没シ引取人ナキモ其所持金錢物品埋葬費ニ足ルモノアル者及陸軍隊付下士卒海軍下士卒ノ埋葬費ハ第十一條第十二條支辨ノ限ニアラス尤モ其費額ハ都テ拾圓以内タルヘシ但下士卒ノ分ハ追テ陸軍省海軍省ヨリ各目ニ拂戻スヘシ(本條ハ明治十五年十二月太政官第六十八號布達ヲ以テ改正)

第十四條 遞傳ニ係ル囚人犯罪人ノ賄費額ハ警察本分署ニ於テハ

都テ拘留人ノ例ニ依ルヘシ他ニ宿泊セシムルトキハ一宿二賄臥
具點燈手數料ヲ合セテ金貳拾五錢以下一晝食金七錢以下藥價診
察料等ハ實費支辨スヘシ

(參照)

明治十五年^四司法省丙第十四號達

大 審 院
裁 判 所
警 視 廳
府 縣 東京府
ヲ除ク

既決囚ノ逃走シタル者ニ對シ發スル令狀ノ儀ニ付テハ昨明治十四
年丙第二十四號ヲ以テ相達置候處始審裁判所々在ノ地ヲ除クノ外
ハ現ニ其刑ノ執行ヲ爲ス地ノ警部ニ於テ令狀ヲ發スル儀ト可心得
此旨更ニ相達候事

(右第十四號達ハ刑事訴訟法ニ牴觸スルヲ以テ同法實施後ハ自然
消滅ニ販シタルモノナリ)

(參照)

明治十四年^十司法省丙第二十號達

大 審 院
裁 判 所
警 視 廳
府 縣 東京府
ヲ除ク

新法實施後ハ既決囚ノ逃走シタル者ニ對シ發スル刑法第六十二條
ノ令狀ハ總テ其刑ノ執行ヲ爲ス地ノ始審裁判所檢事ヨリ發スル儀
ト可心得此旨相達候事

(右第二十號達ハ其全体ノ趣旨ニ於テハ刑事訴訟法ト牴觸セサル
モ刑事訴訟法ニ在テハ該令狀ヲ發スルモノハ地方裁判所檢事ニ

限ラス區裁判所檢事ニ於テモ該令狀ヲ發スルコトナリタルナリ

(參照)

司法省訓令第十號 明治二十年二月二十三日

裁 判 所

十八年八月第二十八號布告及ヒ十九年九月第十一號農商務令ニ依リ今般農商務省ヨリ照會ノ趣モ有之候ニ付テハ自今獸醫免許規則第十四條並獸類傳染病豫防規則第十九條ノ犯罪其他刑法ニ正條アル獸醫ノ犯罪處斷致候節ハ其都度裁判宣告文謄本相添へ農商務省へ通知スヘシ

第三百二十條 刑ノ執行ハ其刑ヲ言渡シタル裁判所ノ檢事又ハ上告裁判所ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢事ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ

罰金、科料、訴訟費用及ヒ沒收物品、追徴金ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

破壊又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢事之ヲ處分ス可シ

(問) 贓物若シハ證據品ノ還付ハ檢事ノ指揮ニ因リ豫審又ハ公判ノ主任書記ニ於テ其手續ヲナスヘキモノ、如シ果シテ證據品又ハ贓物等ノ還付モ檢事ノ指揮命令ニ因ルモノトセハ檢事局書記ノ取扱ニ屬スヘキハ當然ノ様被考且ツ構成法ニヨリ別ニ檢事局ニモ主任書記ヲ置カレタル今日ナレハ徵收手續及ヒ破壊又ハ廢棄スヘキ沒收物ハ勿論還付物品ノ取扱トモ判決確定シタルモハ檢事ノ指揮命令ニ依リ徵收又ハ還給ノ手續ヲ爲スハ事理ニ適スルノミナラス裁判所ノ命令及ヒ判決ノ執行ハ檢事ノ職權ニ屬スルモノナレハ隨テ其取扱モ檢事局書記ニ專屬スルモノナルヤ

(答) 裁判所書記ト檢事局書記トノ別アリト雖モ其職務ハ相互關係

スルモノニシテ同一物件ト雖モ訴訟手續ノ進行ニ隨ヒ其主管ノ移
 轉スル場合モアルヘキヲ以テ檢事ハ必ス檢事局書記ニ指揮スル
 ト限ラス現ニ主管スル所ノ書記ニ指揮シテ處分セシムルヲ可トス
 (理由) 裁判所書記ト檢事局書記トノ別ハアレモ其職務ハ相互關係
 スルモノナルヲ以テ檢事ハ裁判所書記ト檢事局書記タルトヲ問ハ
 ス事件ヲ主管スル所ノ書記ニ指揮シテ處分セシムル方便宜ナルヲ
 以テナリ

(問) 茲ニ免許ヲ得スシテ自家用料酒ヲ隱造シタル被告人公訴シタ
 ルモ未タ宣告ニ至ラサル前死亡シ其事件消滅ニ歸シタルモノアリ
 此場合ニ於テハ其犯罪ニ係ル隱造酒類及ヒ造酒器械等ハ罪体ニ係
 ルモノナレハ應禁物ト見做シ行政警察部ニ引渡シ處分ヲナサシム
 ルモノナル乎將タ告發セシ檢事ヨリ直ニ被告人ノ相續者へ還付ス
 可キ乎

(答) 被告人死去スル場合ハ公訴權消滅シ隨テ沒收等ノ處分ヲ爲ス
 可ラサルモノナルヲ以テ當然其相續人へ還付ス可キモノナリ

(問) 犯姦罪ノ被告事件ニテ公判中本夫ヨリ棄權願ヲ爲シ該事件ノ
 消滅シタルトキ已ニ費シタル處ノ公訴裁判費用ハ其棄權願ヲ爲シ
 タル本夫ノ負擔ニ歸スヘキ哉又ハ官ノ擔當ニ屬スヘキモノナリヤ

(答) 官ニ於テ擔當スヘキモノナリ

(理由) 犯姦罪ニ付公判中本夫棄權願ヲ爲シタル時ハ公訴消滅シ被
 告人無罪ニ歸スルヲ以テ其公訴ノ裁判費用ハ被告人ヲシテ負擔セ
 シムヘカラス又本夫ハ公訴ノ原被告ニ非ラサレハ公訴ノ裁判費用
 ヲ負擔セシムヘキ理由ナシ依テ本件ノ如キハ官ニ於テ其費用ヲ擔
 當スヘキモノナリ

(問) 本條第二項ニ檢事ニ於テ處分スヘキモノ、種類ヲ限ラレタレ
 ハ被告ノ所有ニ係ル物品等ハ勿論右第二項ニ記載スルモノト雖モ

起訴ノ際地方裁判所書記課ニ於テ保管シ置キ刑ノ言渡ヲ待テ檢事ノ處分ニ係ルモノト否ラサルモノトヲ區別スヘキヤ將々第二項ハ單ニ檢事ノ處分スベキ種類ヲ制限セラレタル迄ニシテ裁判所物品保管ハ便宜ニヨリ檢事ニ於テスルモ又地方廳ニ於テ之ヲ爲スモ妨ケナキヤ

(答) 刑事ニ關スル物品保管ハ従前ト異ナルヲナキナリ

(理由) 刑事訴訟法第三百二十條第二項ハ治罪法第四百六十二條第二項ト同文意ニシテ物品保管ノ手續ヲ別段改正シタルモノナシ且檢事ハ刑ノ執行官ナレハ刑事ノ犯罪ニ關スル證據物品等ハ檢事局ニ於テ保管シ裁判言渡後刑ノ執行ト共ニ處分スルヲ至當トス

(問) 構成法施行條例第四條末段ハ輕罪裁判所言渡ノ執行モ亦區裁判所檢事ニ屬スルヤ

(答) 地方裁判所ノ檢事ニ於テ執行スヘキモノナリ

(理由) 裁判所構成法第四條ニ曰ク裁判所構成法實施前他ノ裁判所第一審トシテ受理シタル民事訴訟法及刑事訴訟ニシテ同法ニ依リ區裁判所ノ管轄ニ屬シタルモノハ現在ノ儘相當ノ區裁判所ニ移ルモノトス既ニ爲シタル裁判ハ區裁判之ヲ爲シタルモノト看做ス「トアルニ因リ本件質義ノ趣旨ハ此末段區裁判所之ヲ爲シタルモノト看做ストアルニヨリ區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニシテ既ニ輕罪裁判所ニテ爲シタル裁判ノ執行モ亦區裁判所檢事ニ屬スルヤト云フニアリ法律ノ精神ヲ譯スルニ該條末段ハ刑事ニ付テハ單ニ止訴等ノ場合ニ付規定シタル迄ニシテ裁判ノ執行迄區裁判所ニ屬セシムルノ意ニハアラサルヘク又實際上ニ於テハ輕罪裁判所ノ裁判執行ヲ區裁判所ノ檢事ニ爲サシムルハ不便尠カラサルヲ以テナリ

(參照)

第六十三號

裁判所ニ於テ犯罪又ハ犯則ニ依リ沒収シタル物件ハ自今都テ地方廳ニ引繼地方廳ニ於テ便宜之ヲ賣却スヘシ此旨相達候事

十八年十一月二十六日

太政大臣公爵三條實美

(問) 豫審判事又ハ檢事ノ搜查等ニ於テ贋造金銀貨幣取扱規則ニ依リ截斷ス可キ金銀貨幣ヲ發見シ法ノ沒収ニ係ラサル時ハ其旨ヲ裁判所々在ノ警察署ニ引渡シ該貨幣ハ全署ノ處分ニ放任スヘキモノナルヤ

(答) 明治九年第五十七號布告第四條ノ設アリ因テ本件ノ如キハ警察署ニ託シ切斷ノ處分ヲ爲サシムルヲ要セス裁判所ニ於テ直ニ銀行爲替方等ニ命シ切斷セシメタル上還付ノ處分ヲナスヘシ

(問) (裁判執行) 茲ニ窃盜毆打創傷ノ二罪ヲ犯シタルモノアリ公訴ノ末裁判官ニ於テ窃盜ノ所爲ニ付テハ重禁錮五年監視一年毆打創

傷ノ所爲ニ付テハ重禁錮二年ニ處シ狀情尤モ重キ窃盜ノ所爲ニ對スル刑ノ執行ヲ受クヘキ旨言渡ヲナシタリ然ルニ被告ニ於テ窃盜ノ所爲ニ付テノ言渡ニ服セス上告ヲ爲シタル處大審院ニ於テ其上告理アリトナシタリト假定シ原裁判ヲ破毀シ更ニ重禁錮一年監視十月ノ處斷ヲナシタリ(此ノ間六ヶ月ヲ經)曩ノ上告申立ニ因リ若シ二罪共ニ刑ノ執行ヲナスニ當リ毆打ノ刑期二年ヨリ六ヶ月ヲ扣除スル故被告不服ヲ唱ヘサル刑期ニ對シ六ヶ月間不當ノ利益ヲ得ルニ該ル依テ前顯上告ノ場合ニハ不服ヲ唱ヘサル則毆打ノ刑ハ上告ニ關セス裁判確定直チニ執行ス可キヤ

(答) 毆打創傷ノ罪ニ對シテハ假令上告ナシト雖モ其刑ヲ執行シ得サルヘキモノナリ

(理由) 抑刑法ニ於テハ數罪俱發シタル片ハ一ノ重キニ從テ處斷シ他ノ輕キ罪ハ之ヲ論セサルヲ原則トス今假リニ本件ノ如ク各罪ニ

對シ刑ノ適用ヲ爲シタル場合ト雖モ裁判官カ刑ノ執行ヲ命シタルハ其中ノ重キ一罪即チ竊盜罪ニシテ他ノ毆打罪ニ付テハ執行ノ言渡ヲ爲サ、ルニヨリ假令其竊盜罪ニシテ上告ノ末如何ニ減輕セラ、ト雖モ之ヲ捨テ、他ノ執行ノ言渡ナキ毆打罪ニ對スル刑ヲ執行シ得サルモノナリ

(問) 茲ニ一罪前キニ發シ甲裁判所ニ於テ欠席ノ儘重禁錮一年監視一年ノ言渡ヲ爲シタリ後チ被告ハ乙裁判所地内ニ於テ又罪ヲ犯シ重禁錮二月監視六月ノ言渡ヲ受ケ其刑ノ執行中甲裁判所檢事ノ囑托ニ依リ乙裁判所檢事ニ於テ該欠席裁判言渡書ノ正本ヲ送達セシメ被告始メテ欠席裁判アリシコトヲ知ルモ故障ヲ爲サス該裁判確定セリ此場合ニ於テハ執行官ニ於テ刑法第百二條第二項ニ從ヒ既ニ役過セル日數ヲ重キ欠席裁判ノ刑期中ヨリ扣除シ其剩ル刑期ヲ執行スヘキモノナルヤ

(答) 刑法第百二條第一項ニ從ヒ執行スヘキモノナリ

(理由) 再犯トハ一罪ノ判決既ニ確定シタル後始メテ下スヘキ名稱ニシテ本件ノ如キ甲裁判所ノ欠席裁判ハ乙裁判所ノ處斷ニ係ル刑ノ執行中確定シタルモノナルヲ以テ乙裁判所ノ處斷ニ係ル犯罪ヲ稱シテ再犯トスルコトヲ得ス依テ刑法第百二條第一項ニ從ヒ執行セシムヘキモノナリ

(問) 茲ニ服役中餘罪發覺シ其罪重クシテ前刑ヲ通算スヘキモノハ刑法第百二條ニ依リ必ス裁判官ニ於テ該通算ノ言渡ヲナシ司獄官吏ハ之ニ因テ其執行ヲナスヘキモノナルヤ又右通算言渡ノ有無ニ不關司獄官吏ニ於テ通算スヘキモノトナルトキハ直ニ執行ス可キヤ

(答) 服役中發覺シタル餘罪ノ刑前刑ヨリ重キ時ハ別段通算ノ言渡ナキモ尙ホ前刑ヲ通算ス可キモノナリト雖モ檢事ノ指揮ヲ受ケ其

執行ヲ爲ス可シ

(理由) 裁判宣告書中別段通算ス可キノ言渡ナキモ若シ服役中發覺シタル餘罪果シテ重キモハ前刑ト通算ス可キハ勿論司獄官吏ハ素ト檢察官ノ指揮ヲ受ケ刑ノ執行ヲ爲ス可キ者ニシテ自己ノ意見ニ任シ直チニ通算執行ス可キ者ニアラス

(問) 裁判所ノ命令及ヒ言渡ノ執行ノ指揮ハ裁判所構成法第六條ニ依リ當然檢事ノ職權ニ屬スルハ明瞭ニ歸シ贓物若クハ證據品ヲ還付スル場合ニ在テハ公判又ハ豫審掛ノ主任書記ニテ其手續ヲ爲ス可キモノナル乎將タ檢事局書記ニテ之カ扱ヲ爲ス可キモノナル乎想フニ各主任書記檢事ノ指揮ヲ受ケ處分スルハ甚タ便宜ニシテ且ツ錯雜ノ憂之レナク殊ニ贓物還給ノ如キニ至リテハ民事要償ノ一部ナレハ却テ檢事局ニ於テ直接ニ取扱ハサルヲ至當トセサルヤ

(答) 贓物若クハ證據品還付手續ノ件ハ檢事ノ指揮ニ依リ各主任書

記ニ於テ還付ノ手續ヲ爲スヘキモノナリ

(理由) 檢事ハ刑ノ執行官ナレハ贓物并證據品等ヲ還付スルニ各主任書記ヲ指揮シ錯雜ノ憂ナカラシムヘキモノナリ

(問) 偽造證書沒收處分ヲ爲ス場合ニ當リ債主ニ於テ保有スヘキ證書ニ係ルモハ裁判確定後檢察官ニ於テ其偽造變造ノ部分ヲ證書ノ紙尾又ハ裏面ニ朱書シ捺印シテ還付スヘキモノ、如シ今爰ニ偽造證書ノ事件ニ付既ニ欠席ノ裁判ヲ爲シタル後ニ於テ債主ヨリ其證書ノ下付ヲ願ヒ出ツルモノアリ然ルニ既決事件ナレハ元ト欠席裁判ニテ未タ裁判確定セシモノト云フヘカラス又時効ヲ經タルニモ非サレハ前陳ノ如ク偽造變造ノ部分ヲ(裁判上ニテハ其部分判然シアルモ)證書ノ紙尾又ハ裏面ニ朱書捺印モ爲シ難キコトナレハ右ノ如キハ其手續如何ニ取計差支ナキヤ

(答) 欠席裁判ヲ爲シ其確定ノ期豫知ス可カラサル場合ニ於テハ欠

席裁判ニテ偽造若クハ變造ト判定シタル旨ヲ證書ノ紙尾又ハ裏面ニ記入シテ還付スヘキモノナリ

(理由) 偽造證書取扱方ハ債主ニ於テ保有ス可キ證書ニ係ルルハ裁判確定ノ後檢察官ニ於テ其偽造變造ノ部分ヲ證書ノ紙尾又ハ裏面ニ朱書シ捺印シテ還付ス可キハ一目シテ其證書ノ偽造變造ニ係ルコトヲ知り其偽造變造ノ爲メ人ヲ害スル等ノ事ナカラシメンカ爲メノ注意ニ出テタル者ナル可シ故ニ其偽造若クハ變造ノ事實確定ノ時ヲ待テ之ヲ記入スルハ當然ノ事ナレトモ質義面ノ如ク欠席裁判ニ係ルトキハ其確定ノ期豫知ス可カサル場合アリ右ノ場合ニ於テモ裁判確定ニ至ルマテ證書ヲ債主ニ還付セスト爲ス時ハ實際ノ不都合少ナカラサルニ付此場合ニ於テハ欠席裁判ニ因リ偽造若クハ變造ト判定シタル旨ヲ證書ノ紙尾又ハ裏面ニ記入シテ債主ニ還付ス可キモノナリ

(注意) (罰金科料徴收ノ件) 罰金及科料ノ言渡確定シタルトキハ納完期限内ト雖モ其徴收ニ着手シ該期限ヲ過クルモ可成之ヲ徴收スルノ手續ヲ爲シ仍ホ納完セサル者ニ對シテハ強制執行ヲ爲サス直ニ換刑處分ヲ請求スヘシ

第三百二十一條 死刑ノ執行ニ付テハ裁判所書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

第三百二十二條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定ス可シ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得

(問) 刑事訴訟法第三百二十二條ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付異議ノ申立ヲ爲シタルトキハ刑ノ

言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ決定スヘシトノミアリテ檢事ノ意見ヲ聽クヘキノ明文ナシ然レモ其精神ニ於テハ治罪法第四百六十八條ノ規定アリシト同シク裁判所ニ於テ疑義ノ申立又ハ異議ノ申立ニ付決定ヲ爲スヘキトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ檢事モ亦其意見ヲ陳フヘキ哉

(答) 本問ノ場合ニ於テ治罪法ハ其第四百六十八條ノ明文ヲ以テ檢事ノ意見ヲ聽キ裁判言渡ヲ爲スヘキ旨ヲ規定セリト雖モ刑事訴訟法ハ此規定ヲ削除シタルノミナラス均シク決定ニ關スル第九十九條第二百四十八條ノ場合ニ於テハ明カニ檢事ノ意見ヲ聽クヘキ規定アリ第二百五十五條ノ決定ノ場合ニ於テハ檢事ノ意見ヲ聽クヘキノ規定ナシ右ノ如ク其規定一樣ナラサレモ其一樣ナラサルニ付テハ必スシモ十分ノ理由アルニ非サルニ似タリ殊ニ質問面ノ場合即チ刑事訴訟法第三百二十二條ノ場合ニ於テハ實際ヨリ云フト

キハ檢事ノ意見ヲ聽クノ必要アルニ相違ナカルヘキモ該條ニ其明文ナキ以上ハ裁判所ヲシテ必ス檢事ノ意見ヲ聽カシムルコトヲ得サルモノナリ但シ檢事ヨリ意見ヲ述フルヲ得ルコトハ勿論トス

(問) 刑ノ言渡ヲ受ケタル者刑事訴訟法第三百二十二條ニ依リ其執行ニ付異議ノ申立ヲ爲シ又其決定ニ對シ抗告ヲ爲シタルトキハ抗告裁判所ノ裁判アルマテ刑ノ執行ヲ停止スヘキヤ

(答) 刑事訴訟法ニ於テハ抗告ノ効力ニ付何等ノ規定ナシト雖モ民事訴訟法第四百六十條ノ如ク法律ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ニ限り執行ヲ停止スルノ精神ナルヘシ例ヘハ第七十四條豫審終結ノ決定ニ對スル抗告ノ如キ是レナリ然ルニ第三百二十二條ニハ單ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ヘキ旨ヲ定ムルノミニシテ執行停止ノ規定ナキニ付本條ノ抗告ハ刑ノ執行ヲ停止セサルモノナリ

第三百二十三條 賠償及ヒ訴訟關係人ニ辨濟ス可キ訴訟費用ニ

付キ其判決ノ執行ハ民事訴訟法ノ規定ニ從フ

第二章 復權

第三百二十四條 復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期間經過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法大臣ニ之ヲ爲スコシ
復權ノ願書ハ現ニ住スル地ノ地方裁判所檢事ニ之ヲ差出スコシ

第三百二十五條 復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

第一 判決ノ正本

第二 主刑ノ滿期、特赦ト爲リ又ハ時効ノ成就シタルコトヲ

證明スル書類

第三 假出獄及ヒ假ニ監視ヲ免セラレタル證書

第四 賠償及ヒ訴訟費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタル

證書

第五 過去、現在ノ住所及ヒ生計ヲ記載スル書類

第三百二十六條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ檢事長ニ差出スコシ

第三百二十七條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復權ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ司法大臣ニ差出スコシ

第三百二十八條 司法大臣ハ復權ノ願ニ關スル書類ヲ檢閱シ之ニ意見書ヲ添ヘ速ニ上奏スコシ

第三百二十九條 勅裁ニ因リ復權ノ願ヲ却下シタルトキハ司法大臣ヨリ其旨ヲ檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル

地方裁判所檢事ニ通知スコシ

前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期間ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲スコトヲ得ス

更ニ復權ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規定ニ從フ

第三百三十條 復權ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ其裁可
狀ヲ檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル地方裁判所
檢事ニ送致ス可シ

檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ
又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判
所ニ於テハ之ヲ判決ノ原本ニ記入ス可シ

第三章 特赦

第三百三十一條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ刑ノ
言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事又ハ監獄署長ヨリ犯人ノ情狀ヲ
具シ司法大臣ニ申立ルコトヲ得
監獄署長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ストキハ檢事ヲ經由ス可シ但檢
事ハ意見書ヲ添フ可シ

特赦ノ申立アリタルトキハ司法大臣ヨリ其書類ニ意見書ヲ添
へ上奏ス可シ

第三百三十二條 司法大臣ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ
特赦ノ申立ヲ爲スコトヲ得死亡ヲ除ク外特赦ノ申立アリト雖
モ刑ノ執行ヲ停止セズ

第三百三十三條 特赦ノ申立却下アリタルトキハ司法大臣ヨリ
刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ其旨ヲ通知ス可シ

第三百三十四條 特赦ノ裁可アリタルトキハ司法大臣ヨリ刑ノ
言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢事ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ
於テハ第三百三十條ノ規定ニ從フ

附則

第一條 此法律施行前ニ受理シタル豫審ノ故障及ヒ其故障ノ判
決ニ對スル上告ハ之ヲ受理シタル地方裁判所又ハ大審院ニ於

テ抗告トシテ之ヲ裁判ス可シ

第二條 大審院ニ於テ既ニ受理シタル哀訴、裁判管轄ヲ定ムルノ
訴及ヒ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ治罪法ノ手續ニ依リ
大審院之ヲ裁判ス可シ

第三條 既ニ發シタル勾留狀取監狀ハ此法律ニ定メタル勾留狀
ノ効チ有ス

第四條 此法律ノ規定ニ依リ市町村長ノ爲ス可キ職務ハ市町村
長ヲ置カサル地ニ在テハ其職務ヲ行フ吏員ニ屬ス

第五條 此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行シ其日ヨリ
治罪法ヲ廢ス

● 輕罪控訴豫納金規則

第二號

明治十四年^{十二}第七拾四號布告ヲ廢シ自今輕罪ニ係ル控訴ハ左ノ規
則ニ從ヒ之ヲ爲スコトヲ得但治罪法中此規則ニ牴觸スル條件ハ當分
ノ内施行セス

(明治二十三年法律第四拾七號ヲ以テ左ノ二條ヲ存シ其他ハ削除セ
ラル)

第三條 被告人ハ公訴ニ關シ控訴ヲ爲サントスルトキハ裁判費用ノ
保證トシテ金拾圓ヲ豫納スヘシ

第四條 被告人ニ於テ證人鑑定人ノ呼出チ請求スルトキ前條保證金
ニテ不足ト認ムル場合ニ於テハ別段其費用ヲ豫納セシムヘシ

右奉 勅旨布告候事

明治十八年一月六日
太政大臣公爵三條實美
司法卿伯爵山田顯義

(問) (輕罪控訴豫納金) 十八年第二號公布第三條ニ據リ裁判費用ノ保證トシテ被告人ヨリ豫納スル金拾圓ハ該件ニ關シ輕罪裁判所ト往復文書ノ郵便稅其他證據物件書類遞送總テノ費用ニ支消シ妨ケナキモノナルヤ其第四條ニ被告人ニ於テ證人鑑定人呼出ヲ請求スルキ云々トアリ其支消ノ方法ニ至リテハ別段明文ナシ又刑法附則第四章刑事裁判費用ノ條ニ證人醫師鑑定人通辯人反譯人ニ給與云々トアル然ル時ハ前文ニ記載スル如キ往復文書ノ郵便稅等ノ如キモノハ裁判費用ニ加ヘサル者ノ如シ然レハ豫納金拾圓ハ刑法附則ニ明記アル外ノ費用ニハ支消スルコトヲ得サルモノナルヤ

(答) 十八年第二號公布第三條ニ裁判費用ノ保證トシテ豫納セシムル旨明記アリ而シテ刑法附則ヲ以テ裁判費用ノ條目ヲ定メラレタルヲ以テ第二號公布中別段支消ノ方法ヲ定メサルモ右豫納金ハ刑法附則ニ載セタル裁判費用ニ限り支消ス可キモノニシテ郵便稅遞送費等ノ如キ凡テ判例所ノ費用ニ充ツ可キモノニアラス

(問) (輕罪控訴) 明治十八年第二號公布控訴規則第三條ニ被告人公訴ノ裁判言渡ニ對シ控訴ヲ爲サントスルキハ裁判費用ノ保證トシテ金拾圓ヲ豫納スヘシトアル此金員タルヤ被告人ニ於テ裁判費用ヲ擔當スヘキ場合ノ保證金ナルヘシ然レハ裁判言渡ノ後若シ被告人ニ於テ其費用ヲ支辨シ能ハサルキ其費用償却ヲ求ムル者ノ請求アル場合ハ豫納シアル保證金ノ内ヲ以テ之ヲ支辨セシムルノ手續ヲ爲サ、ルヘカラサルモノ、如シ然ルキハ如何ナル手續ニ依リ支辨セシムルモノナルヤ亦其被告人禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受クレハ身ハ某縣監倉ニアリスル場合ニ於テハ如何ノ手續ヲ以テ支辨セシムルモノナルヤ又餘金アレハ如何ノ手續ヲ以テ還付スヘキモノナルヤ

(答) 保證金ハ原裁判所ノ會計課ヨリ控訴ヲ受ク可キ裁判所ノ會計課ニ便宜回送ス可キヲ以テ被告人ヨリ裁判費用ヲ拂ハサル時ハ其保證金ノ内ヲ以テ支辨シ尙ホ餘金アル時ハ監獄則ニ從ヒ被告人ニ還付スヘキモノトス

(理由) 裁判費用ノ保證金ハ原裁判所ノ會計課ヨリ控訴ヲ受ク可キ裁判所ノ會計課ニ便宜回送ス可キヲ以テ若シ被告人ヨリ裁判費用ヲ拂ハサル時ハ保證金ノ内ヲ以テ支辨シ尙ホ餘金アル時ハ監獄則ニ從ヒ被告本人へ還付ス可キハ勿論ナリ

(問) (輕罪控訴) 一事件數名ノ被告人カ連署シテ控訴ノ申立ヲ爲ス時ハ其人員ニ應シ各自ニ保證金ヲ豫納セシムヘキカ又ハ連署ニ係ルヲ以テ一個人ト見做シ單ニ拾圓豫納セシム可キモノナルヤ

(答) 被告人一名毎ニ保證金ヲ豫納セシムヘキモノナリ
(理由) 被告人公訴ノ裁判言渡ニ對シ控訴ヲ爲サントスルハ云々

トアリテ其數名ノ場合ニハ各自豫納スルヲ要セストノ特例ナキヲ以テ各自ヨリ豫納セシムヘキモノナリ

(參照)

朕重罪控訴豫約金規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年二月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

司法大臣伯爵山田顯義

法律第七號

○重罪控訴豫納金規則

第一條 重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者控訴ヲ爲サントスルトキハ裁判費用ノ保證トシテ金貳拾圓ヲ豫納スヘシ

第二條 重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者貧困ニシテ保證金ヲ豫納スル能ハサルトキハ控訴ノ申立ト同時ニ保證金ノ免除ヲ請求スルコト

ヲ得

第三條 保證金ノ免除ヲ請求シタル者ハ其請求ヲ爲シタル日ヨリ十日内ニ控訴ノ趣意書ト共ニ裁判費用支辨ノ資力ナキコトヲ證スヘキ住居地市町村長ノ證明書ヲ差出スヘシ但其市町村役場三里以外ニ在ルトキハ治罪法第十九條ニ規定シタル猶豫ヲ與フ

第四條 前二條ニ記載シタル書類ハ訴訟ニ關スル一切ノ書類ト共ニ

第一審裁判所ノ檢事ヨリ控訴院ノ書記課ニ之ヲ送致スヘシ

第五條 控訴院ハ檢事ノ意見ヲ聽キ保證金免除請求ノ當否ヲ決定スヘシ但控訴ノ事由ナシト認ムルカ又ハ事由アルモ實益ナシト認ムルトキハ免除ヲ與ヘサルモノトス

第六條 保證金ノ免除ナキトキハ控訴ノ申立ハ其効ナキモノトス

第七條 被告人ニ於テ證人鑑定人ノ呼出ヲ請求スルトキ第一條ノ保證金ニテ不足ト認ムル場合ニ於テハ別段其費用ヲ豫納セシムヘシ

(問) (重罪控訴) 重罪ニ付キ減シテ輕罪ノ刑ニ處セラレタルトキハ

重罪控訴豫納金規則ニ據ルカ輕罪控訴規則ニ據ルカ

(答) 重罪控訴豫納金規則第一條ニ重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者云々トアリ重罪ノ刑ヲ減シテ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノハ此内ニ包含セラレサルヲ以テ本件ノ如キハ輕罪控訴豫納金規則ニ據ル可キモノナリ

(問) (重罪控訴刑期) (計算ノ件) 重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者其裁判ニ服セス控訴

期限内ニ於テ控訴申立ヲ爲シタリ然ルニ本人貧困ニシテ豫納金規則第二條ニ依リ保證金ノ免除ヲ請求スル爲メ無資力證書ノ徵収ヲナスモ遂ニ同則第三條ニ規定セル期限ヲ過盡シタルモノトス如此場合ニ於テ其刑期ヲ起算スルニ方リ刑法第五十一條第一ノ後段ニ其上訴不當ナル時云々トアルニ準シ猶豫期限經過ノ翌日ヨリ起算ス可キヤ將タ上訴ナキ場合ト同一視シ直ニ刑名宣告ノ日ヨリ起算

ス可キモノナリヤ

(答) 控訴期限内ニ於テ控訴申立ヲ爲スト雖モ重罪控訴豫納金免除請求ノ期限ヲ經過シタルキハ該控訴申立ハ其効ナキモノナレハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スヘキモノトス

● 布告、達存廢ノ部

(問) 明治十四年第四十六號布告ハ總テ消滅スヘキモノナルヤ

(答) 明治十四年第四十六號布告第一項ハ刑事訴訟法第十九條ト牴觸シ第二項ハ刑事訴訟法第二十六條ト重複シ第三項ハ裁判所構成法第三十二條ト重複シ第四項ハ刑事訴訟法第五十七條ト牴觸シ第五項ハ刑事訴訟法第七十八條ト重複シ第六項ハ刑事訴訟法第一百二條第百三十二條ト牴觸シ第七項ハ刑事訴訟法第百四十七條ト牴觸ス依テ該布告ハ消滅シタルモノナリ

(問) 刑事訴訟法第二百六十七條以下ノ規定ニ依レハ罰金及追徴金

ノ言渡ヲ受ケタル者ト雖モ牝刑ト一般上告シ得ルコトハ勿論ナレハ明治十九年勅令第四十六號罰金及追徴金ノ言渡ヲ受クル者上告ヲ爲スニハ其金額十分一ヲ豫納云々ハ自然消滅シタルモノナルヤ

(答) 刑事訴訟法第二百六十七條以下ノ規則ニ牴觸セサル手續ナルヲ以テ消滅セサルモノナリ

(理由) 刑事訴訟法第三章上告ノ原由及其手續ヲ定メタル規則中罰金及追徴ニ係ル上告豫納金ノ事ヲ規定セスト雖モ又該勅令ニ反對ノ條項アルニアラス明治十九年勅令第四十六號ハ法律ニ牴觸セサル處ノ一ノ手續ナルヲ以テ刑事訴訟法ノ爲メニ消滅セサルモノナリ

(問) 明治十九年六月勅令第四十六號ヲ以テ罰金及追徴金ノ言渡ヲ受ケタルモノ上告ヲ爲サントスルキハ云々右罰金ハ主刑タル罰金ノミヲ指サレタル者ニテ附加ノ罰金ハ之レニ包含セスト云フモノ

アリ又一説ニハ罰金トアル以上ハ主刑ト附加刑トヲ論セス總テ罰金ヲ包含スト云フモノアリ右ハ何レニ決スヘキヤ

(答) 附加ノ罰金ハ包含セサルモノナリ

(理由) 明治十九年六月勅令第四十六號ヲ以テ定メラレタル罰金及追徴金ノ言渡ニ對スル上告豫納金ハ只々主刑ノ罰金ニ限り附加刑ノ罰金ヲ包含セサルモノナリ

(問) 明治十四年第八十六號太政官達十五年司法省丙第十號達ノ如キ治罪上ニ關スル諸規則中刑事訴訟法ニ牴觸セサルモノハ消滅セサルヤ

(答) 從來ノ諸規則ニシテ刑事訴訟法ニ牴觸セサルモノハ刑事訴訟法ノ爲メニ消滅セサルヘキモノナルヲ以テ十四年第八十六號太政官達ハ現行ス及司法省丙第十號達ハ刑事訴訟法ニ牴觸シ消滅シタルモノナリ

(問) 十四年第七十三號公布ハ消滅シタルモノナルヤ

(答) 依然存在スルモノナリ

(理由) 該布告ハ刑事訴訟法ト牴觸セサルニ依リ保續スルモノナリ

(問) 十五年第三十號布告ヲ以テ北海道治罪手續便宜特別法ハ消滅セサルモノナルヤ

(答) 右三十號布告ハ消滅ス

(理由) 札幌根室舊始審裁判所ニ於テハ明治十五年六月廿日第三十號布告ヲ以テ當分ノ内治罪ノ手續便宜特別法施行セラレタリシ處刑事訴訟法發布セラレタルヲ以テ右便宜法ハ自然消滅セシモノナリ

(問) 十六年十一月司法省丙第九號達シハ刑事訴訟法ニヨリ消滅セシヤ

(答) 右丙第九號達囑託豫審處分ニ係ル部分ハ消滅ス

(理由) 刑事訴訟法布告以前ニ在テハ明治十四年第四十六號布告ニ依リ司法警察官ニシテ豫審判事ノ囑託ヲ受ケ豫審處分ヲ爲スコトヲ得ヘキヲ以テ明治十六年本省丙第九號達ノ次第アレヒ該布告ハ刑事訴訟法ノ發布ニ依リ消滅ス

◎違警罪即決例

第一條 警察署長及分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スヘシ但私訴ハ此限ニ在ラス

(問) 違警罪ハ従前ノ通り總テ即決スヘキモノナリヤ又ハ即決ハ現行犯ニ限ルヤ

(答) 違警罪即決例ハ裁判所構成法施行條例第九條ニ依リ變更セス別ニ現行犯ニ限ルヤ否ヤノ區別ナキヲ以テ總テ即決スヘキモノトス

(問) 刑事訴訟法第五十二條ニ依リ檢事ノ受ケタル告發ニシテ違警罪ナルトキハ即決例ニ據ル爲メ更ニ警察ヘ送致シ得ルヤ同第六十三條ニハ其裁判所へ起訴スヘシトアル以上ハ告發者ノ如何ニテ即決シ得ルト否トノ別ヲ來シ同犯罪ニシテ權衡ヲ得サルモノ、如何如何

(答) 刑事訴訟法第五十二條ノ場合ニ於テ檢事違警罪ノ告發ヲ受ケクルキハ違警罪即決例ニ依リ警察署ニ移付スヘキモノニ無之刑事訴訟法第六十二條及第六十三條ニ依リ取扱フヘキモノトス

(問) 本條中管轄地トアルハ警察署分署ノ行政區劃ナランカ果シテ然ラハ違警罪裁判所ノ管轄ト抵牾シ一警察署分署ノ管轄ニシテ甲乙ノ違警罪裁判所管轄ニ跨リ又ハ一違警罪裁判所ニシテ數箇ノ警察署分署ノ區劃ヲ管轄スル所アリ爲メニ被告人ノ犯數ヲ數フル等ノ場合ニ於テモ警察署分署ノ管轄ニ從ヒハ初犯ナル者モ違警罪裁判所ノ管轄ニテハ再犯ヲ以テ處分セサルヲ得サル等ノコトアラン

右等ハ如何ニ決スヘキ乎

(答) 本問ノ場合本條ニハ其管轄地内云々トアルヲ以テ警察署及ヒ分署ノ行政區劃ヲ指スモノナリ但刑法第九十三條ニハ毫モ影響ヲ及ホス可キモノニアラサルヘシ該條ハ同一ナル裁判所ニ再ヒ訴ヘラレタルモノヲ再犯トナスノ意ニアラスシテ唯犯罪ノ場所ノ區域ヲ定メタルモノナレハナリ

(問) 違警罪即決處分ハ他ノ警察署分署へ囑託スルヲ得ルヤ否ヤ

(答) 即決例ニハ此問ノ場合ニ付キ何等ノ明文アルコトナシ而シテ即決例ハ手續ノ改正ニシテ裁判管轄ノコトニ關係ナキモノナルヲ以テ刑事訴訟法ノ趣意ニ基キ其處分ハ他ノ警察署又ハ分署へ囑託スルヲ得サルモノトス

(問) 茲ニ例ヘハ或稅則違犯者アリ該則某條ニ照依シ造石稅三倍ニ相當スル罰金ヲ科セラル、場合ニ於テ其金額二圓ニ滿タサルモノ

アリ右ノ如キハ科料ノ明文ナキモノナルヲ以テ即決例ニ付スルヲ得サルモノナリヤ

(答) 凡ソ金額ノ二圓ニ滿タサルモノハ刑法ノ總則ニ依リ科料ノ言渡ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ所轄警察署ノ即決處分ニ付スヘキモノトス

(問) 違警罪ノ即決ハ其警察署長所轄部内巡廻先キニ於テモ即決言渡ヲ爲シ得ヘキヤ

(答) 即決裁判ハ警察署又ハ分署ニ於テ行フヘキモノナルヲ以テ警察署長巡廻先ニ於テハ之ヲ行フヲ得ス

(問) 警察署長自ラ已レノ犯則ニ對シ即決裁判ヲ下タシタルトキ其言渡ノ効如何

(答) 即決言渡ハ一種行政上ノ處分ニシテ純然タル裁判ニアラスト雖モ其爲スヘキ事柄ハ一ノ裁判タルニ相違ナカルベシ既ニ其事柄

ノ裁判タル以上ハ當事者自ラ裁判ヲ爲ス能ハサルハ法ノ原則ナルヲ以テ本件ノ如キハ當然無効ノモノトス

第二條 即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒス被告人ノ陳述ヲ聽キ證據ヲ取調ヘ直チニ其言渡ヲ爲ス可シ

又被告人ヲ呼出スコトナク若クハ呼出シタリト雖モ出廷セサル時ハ直チニ其言渡書ヲ本人又ハ其住所ニ送達スルコトヲ得

(問) 刑事訴訟法實施後ニ在テハ本條第二項ノ送達ハ何人ヲシテ送達セシムヘキヤ

(答) 違警罪ノ即決ハ裁判ノ正式ヲ用ヒサルニ依リ仮令刑事訴訟法實施後ト雖モ從來ノ如ク即決言渡書等ノ送達ハ巡查小使等警察署所屬ノ者ヲシテ送達セシメ得ヘキモノトス

第三條 即決ノ言渡ニ對シテハ違警罪裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得但正式ノ裁判ヲ經スシテ直チニ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

(問) 違警罪即決ヲ受ケタル被告人即決ニ服セス正式ノ裁判ヲ求めル者逃走ノ恐レアル場合ハ正式裁判所開庭ノ日マテハ尙ホ留置シ得ヘキヤ

(答) 刑事訴訟法第五十八條ニ違警罪ヲ犯シタル者ニシテ氏名住所分明ナラス又ハ逃走ノ恐レアルキハ相當官署ニ引致スルコトヲ得トアルハ元現行犯ニ適用スヘキ規定ナルヲ以テ本問ニシテ現行犯ニ係ルトキハ正式裁判ヲ爲スヘキ相當官署ニ引致シ得ルモ若シ非現行ニ係ルキハ逃走ノ恐アリトスルモ引致ハ勿論之ヲ留置スルコトヲモ爲シ得サルモノトス

第四條 即決ノ言渡書ニハ被告人ノ氏名年齢身分職業住所犯罪ノ場所年月日時罪名刑名及ヒ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限並ニ其言渡ヲ爲シタル警察署年月日警察官ノ氏名ヲ記載スヘシ

(問) 本條及ヒ第五條第六條中ニ警察署トアルハ分署ヲモ包含スヘ

キ乎

(答) 第四第五第六ノ三ヶ條ニ警察署トアルハ警察ヲ掌トル役所ト謂フノ意ナルカ故ニ警察署全分署トモニ包含スヘキハ勿論ノコトナリトス

第五條 正式ノ裁判ヲ請求スルモノハ即決ノ言渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出ス可シ但其期限ハ第二條第一項ノ場合ニ於テハ言渡アリタルヨリ三日内第二項ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス

(問) 茲ニ某警察署ニ於テ甲者ニ對シ某縣達街路取締規則ニ違背シタルモノトナシ明治廿三年十二月六日三日ノ拘留ニ處スル旨ノ言渡ヲ爲シタリ而ルニ被告ニ於テ其言渡ニ服セスシテ十二月九日ニ至リ正式裁判請求ノ届ヲ同警察署ニ差出シタルニ全署ニ於テハ其届書提出期限ハ違警罪即決例第五條ニ依リ言渡ノ日ヲ算入起算シ

テ三日内ニスヘキモノナリ然ルニ本件ハ已ニ制定ノ日ヲ經過シタルニ付キ受理スヘカラサルモノナリトノ理由ヲ以テ之ヲ却下セリ依テ被告人ハ其警察署ノ警部ヲ被告トナシ權利妨害ノ告訴ヲ爲セシト雖モ其告訴ハ畢竟法律ノ見解ニ起因シ罪トナルヘキ事實ニアラサルヲ以テ檢事ハ起訴スヘカラサルモノナルモ違警罪即決例第五條三日内ノ期限ハ刑事訴訟法第十五條ノ成規ニ準據シ初日ハ期限ノ計算ニ算入スヘカラサルモノ、如シト雖モ前陳警部ノ説トシテ該例ハ單特ノ法律ナレハ刑事訴訟法ニ準據スヘキモノニアラス依テ言渡ノ日ヲ算入起算スヘキモノナリト云フニアレハ何レヲ適當トスヘキヤ

若シ果シテ言渡ノ日ヲ期限ニ算入セサルモノナルトキハ當該官ノ誤解ヨリ人民ノ權利ヲ失ハシムヘカラサルハ勿論ノコトナルカ故ニ全例第六條ノ制裁アルニモ係ハラス更ニ某警察署ニ於テ十二月

九日付正式裁判請求届書ヲ裁判所ハ受理シ之ヲ相當官吏ニ送致ノ
手續ヲ爲スヘキモノナリヤ

(答) 違警罪即決例ハ假令一種特別ノ法律ナリト雖モ別ニ言渡ノ日
ヲ期限ニ算入スヘシトノ明文ナキ以上ハ普通法則ヲ刑事訴訟法第
十五條ノ規則ニ依ラサルヘカラス最モ一旦却下ノ上已ニ其期限經
過シ去リ裁判確定シタルニ付テハ再ヒ正式裁判ヲ請求シ得サルハ
當然ナリト雖モ當該官ノ失誤ヲ被告人ニ負ハシムルハ穩當ナラサ
ルヲ以テ本問ノ被告人ハ更ニ正式裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキモ
ノナリ

(問) 違警罪即決例第五條ニ正式ノ裁判ヲ請求スル者ハ即決ノ言渡
ヲ爲シタル警察署ニ中立書ヲ差出スヘシ但其期限ハ第二條第一項
ノ場合ニ於テハ言渡アリタル日ヨリ三日内ニ第二項ノ場合ニ於テ
ハ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トストアリ又其第七條ニ第五

條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ
以テ確定ノモノトストアルヲ以テ其第五條ニ定メタル期限ヲ經過
シタル正式裁判請求ノ申立ハ素ヨリ無効ニシテ成立ヲサルコト勿
論ナリト雖モ其成立不成立ヲ決定スルハ抑モ何官ノ權内ニ屬スヘ
キ乎即チ即決ヲ爲シタル警察官ニ屬スヘキ乎將テ區裁判所ノ裁判
官ニ屬スヘキ乎又是等ノ決定ニ對シテハ抗告ヲ許スヘキモノナル
哉將テ許スヘカラサルモノナル哉若シ抗告ヲ許スヘキモノトセハ
區裁判所ノ裁判官ニ於テ前疑問ニ係ル決定ヲ爲スノ權アル場合ハ
刑事訴訟法第二百五十五條ニ原裁判所ニ於テ期限經過シタル控訴
ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲ス
ヲ得トアルニ準據シ裁判所構成法第二十七條第二號ノ「ロ」ニ基キ
地方裁判所ニ之ヲ提起シ得ヘシト雖トモ之ニ反シ警察官ニ決定ノ
權アリト爲スノ場合ハ其抗告ヲ提起シ得ヘキ場所即チ抗告裁判所

ハ之ナキモノ、如シ要スルニ本疑問ハ

第一 正式裁判ノ請求ヲ爲シタル申立ノ成立不成立ヲ決定スルノ

權ハ警察官ニ屬スヘキ乎將タ裁判官ニ屬スヘキ乎

第二 右決定ニ對シテハ抗告ヲ許スヘキモノナル哉將タ許スヘカ

ラサルモノナル哉

第三 若シ抗告ヲ許スヘキモノトセハ其抗告裁判所ハ何レナリ哉

ト云フニ在リ

(答) 違警罪即決例第五條ニ正式ノ裁判ヲ請求スルモノハ即決ノ言
渡ヲ爲シタル警察署ニ申立書ヲ差出スヘシトアリテ第六條ニ警察
署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時内ニ訴訟ニ關スル一
切ノ書類ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送致スヘシトアリ然ラハ警察署
ハ單ニ正式裁判ノ申立ヲ取次クニ過キスシテ直ニ其申立ノ成立不
成立ヲ決定スルノ權ナキヤ明カナリ依テ右ノ決定ハ裁判權アル區

裁判所ニ於テ爲スヘキヲ勿論ナルヘシ然ルニ元來即決例ハ一ノ便
宜法ニ止マリ真正ノ裁判ニアラサルヲ以テ直チニ之ヲ第一審ノ裁
判ト爲スヲ得ス換言スレハ正式裁判ハ即チ純然タル第一審裁判
ニシテ控訴ノ裁判ニアラサルカ故ニ正式裁判ノ申立ニ對スル決定
ニ付刑事訴訟法第二百五十五條ヲ準用スルヲ得ス抗告ハ法律ニ
於テ特ニ許シタル場合ニ限り爲スヲ得ヘキモノニシテ本件ノ場
合ハ法律ニ何等ノ明文アラサルニ依リ抗告ヲ爲スヲ得サルモノ
トス故ニ本問ノ場合ハ左ノ如ク決スヘキナリ
一 正式裁判ノ申立ノ成立不成立ヲ決定スルノ權ハ區裁判所ニ屬
ス

一 此決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スヲ得ス

第六條 警察署ニ於テ前條ノ申立ヲ受ケタル時ハ二十四時内ニ訴訟
ニ關スル一切ノ書類ヲ違警罪裁判所檢察官ニ送致ス可シ

第七條 第五條ニ定メタル期限内ニ正式ノ裁判ヲ請求セサル時ハ即決ノ言渡ヲ以テ確定ノモノトス

第八條 科料拘留ノ言渡ヲ爲シタル時必要ト認ムル場合ニ於テハ後ノ數條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 科料ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其金額ヲ假納セシムヘシ若シ納メサルモノハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ留置ス其一圓ニ滿サル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

(問) 違警罪即決例ニ依リ科料ノ言渡ヲ爲シタルトキ其金額ヲ假納セシムルヲ必要トセサルモノ例ヘハ第五條ノ期限ヲ過キ該科料金納方ノ猶豫ヲ請求スル者アルハ刑法第三十條ニヨリ十日以内ノ猶豫ヲ與ヘ得ヘキヤ又ハ直チニ拘留ニ換フヘキモノナリヤ

(答) 即決例第九條ニ依リ科料ノ金額ヲ假納セシムルヲ必要トセスシテ科料ノ言渡確定シタルトキ其科料金納メ方ノ儀ニ付キ即決例

中別ニ明文アラサルヲ以テ無論刑法ニ依リ十日間ノ猶豫ヲ與フヘキモノトス

第十條 拘留ノ言渡ヲ爲シタル時ハ一日ヲ一圓ニ折算シ其刑期ニ相當ノ金額ヲ保證トシテ差出サシムヘシ若シ差出サ、ル者ハ第五條ニ定メタル期限内之ヲ留置ス但刑期五日内ナル時ハ其日數ニ過クルコトヲ得ス

第十一條 保證金ヲ差出シタル者ハ刑ノ言渡確定シタル後直チニ出廷シテ其執行ヲ受クヘシ若シ出廷セサル時ハ保證金ヲ没入シテ本刑ニ換フ

第十二條 留置シタル者正式ノ裁判ヲ請求シ因テ呼出狀ノ送達アリタル時ハ直チニ留置ヲ解クヘシ

(問) 違警罪ノ即決處分ヲ受ケ科料金ノ仮納又ハ保證金差出方ノ命令アルモ之ヲ差出サ、ル者留置方及ヒ其留置ヲ解クコトハ本例中

明文アルモ仮納又ハ保證金ヲ差出シタル者正式ノ裁判ヲ請求シタル節該金ノ處分方ニ付キ何等ノ明文ナシ右ハ留置シタル者ノ如ク其處分ヲ爲シタル警察署分署へ呼出狀ハ送達セス直チニ區裁判所ヨリ被告人へ送達セラルヘキモノナルヤ付テハ該仮納并ニ保證金ハ被告人ヨリ正式裁判ノ請求ヲ爲シタル時ヲ限り警察署分署ニ於テ該金ヲ本人へ下付スヘキモノナル乎

(答) 本問ノ場合ノ如キハ即決例中明文ナシト雖本條第十二條ニ留置シタル者正式裁判ヲ請求シ呼出狀ノ送達アリタルトキハ直チニ留置ヲ解クトアルニ準據シ呼出狀ノ送達アリタルトキハ假納又ハ保證ニ係ル金額ヲ本人ニ下付スヘキモノトス但シ其送達アリタルコトハ本人ヲシテ其受取りタル呼出狀ヲ以テ證セシム可シ

第十三條 留置ノ日數ハ一日チ一圓ニ折シテ科料ノ金額ニ算入シ又ハ拘留ノ刑期ニ算入スヘシ

●司法警察訓則

第一編 總則

第一章 司法警察ノ要領

第一條 司法警察ハ犯罪ノ證憑及ヒ犯人ヲ捜査シ公訴ノ提起及ヒ實行ノ資料ニ供スルヲ目的トス

第二條 司法警察ハ晝夜ノ差別ナク之ヲ行フ可キモノトス

第三條 司法警察ノ處分ハ迅速ナラサル可カラス事機ニ應シテ證憑ヲ集取スルヲ要ス

第四條 司法警察ノ處分ハ緘密ナラサル可カラス細大ノ事物ニ注目シテ證憑ヲ完備スルヲ要ス

第五條 司法警察ノ處分ハ秘密ナラサル可カラス嚴ニ其漏泄ヲ防キ犯人逃走罪證湮滅ノ弊ナカラシメ且成ル可ク被告人其他ノ者ノ名

譽ヲ毀損スルヲナキヲ要ス

第六條 司法警察ノ處分ハ大事ニ嚴ニシテ小事ニ寛ナラサル可カラ

ス小事ハ成ル可ク告訴人ノ證明ニ任ス可シ

又濫リニ一家ノ隱微ヲ訐クコトナキヲ要ス

第七條 司法警察ノ權ハ身體拘束家宅進入物件差押ニ及ホスヲ得

ス

●本章第一條乃至第七條ノ規定ハ眞ニ司法警察ノ要領本旨ヲ記示シ

タルニ止マルモノナルヲ以テ裁判所構成法及ヒ刑事訴訟法等ノ爲

メ更ニ何等ノ影響ヲ受ケサル現存ノ條項ナリトス

第二章 司法警察官ノ構成

第八條 司法警察權ハ司法大臣ノ統轄ニ屬ス

●本條モ亦現存ノモノニシテ司法警察權ノ統轄者ハ司法大臣ナリト

ス

第九條 控訴裁判所檢察長ハ其裁判所ノ管轄地内ニ於テ司法警察ノ

職務ヲ行フ者ヲ監督ス

又其管轄地内ニ於テ自ラ司法警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ其所屬ノ檢察

ヲシテ之ヲ行ハシムルヲ得

又司法警察ノ職務ニ付キ其管轄地内ノ檢察ニ告達シ又ハ時宜ニ因

リ直ニ司法警察官ニ指揮スルヲアル可シ

第十條 輕罪裁判所檢察ハ其裁判所ノ管轄地内ニ於テ司法警察ノ職

務ヲ行ヒ又其輔佐トシテ司法警察ノ職務ヲ行フ者ヲ指揮ス

●前第九條及ヒ本條ハ共ニ現存ノ條項ナリト雖モ裁判所構成法ニ於

テ前第九條ノ控訴裁判所檢察長云々ハ控訴院檢察長本條ノ輕罪裁

判所檢察事云々ハ地方裁判所檢察事正檢察區裁判所檢察ノ權限ニ歸セ

リ

第十一條 左ニ記載シタル官吏ハ檢察ノ輔佐トシテ其指揮ヲ受ケ各

其管轄地内ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ

一 警視警部長警部

二 憲兵將校下士

三 區長郡長

四 治安判事

五 第一項第二項ノ官吏在ラサル地ノ戸長

第一項第二項ノ官吏ハ專務ニシテ第三項以下ノ官吏ハ專務ニ非サル者トス

專務ニ非サル官吏ハ成ル可ク其機務ヲ專務ノ官吏ニ讓ル可シ

● 本條第一號乃至第五號ハ刑事訴訟法第四十七條ノ爲メ左ノ如ク改正セラレタリ

第一 警視警部長警部警部補

第二 憲兵將校下士

第三 島司

第四 郡長

第五 林務官

第六 市町村長

(參照(現存ノモノ))

● 明治十四年太政官第拾壹號達憲兵條例

第四條 憲兵ハ其職務ニ關シ警視總監府知事東京府知事ヲ除ク并ニ各裁

判所檢事ヨリ指示ヲ受クル時ハ直ニ其事ニ從フ可

● 明治十五年第二十三號布告

憲兵ヲ設置シタル地方ニ於テハ其將校下士ハ司法警察官トシ卒ハ

巡查ト同シク司法警察ノ事ヲ行ハシム

第十二條 警視總監府知事東京府知事ヲ除ク縣令ハ各其管轄地内ニ於テ司法警察

ノ職務ヲ行フニ付檢事ト同一ノ權ヲ有ス但國事犯其他重大ナル事

件アル場合ニ限り其職務ヲ行フテ例トス

●本條ノ縣令ハ現今ノ縣知事ニシテ本條ハ尙ホ現存ノモノトス

第十三條 豫審判事ハ直ニ告訴告發ヲ受ケタル事件ニ付キ其裁判所管轄地内ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ但急速ヲ要セサル事件ハ成ル可ク檢事ニ讓ル可シ

●本條ハ刑事訴訟法ニ於テ舊治罪法ノ豫審判事カ告訴告發ヲ受ケタルノ規定ヲ改メテ豫審判事ハ一切告訴告發ヲ受ケサルコトト爲シタルヲ以テ自然消滅シタルモノナリ

第十四條 空地樺戸釧路集治監典獄ハ各監獄所在地ニ於テモ管理スル囚人及ヒ假出獄免幽閉ノ者ノ犯罪ニ付キ司法警察ノ職務ヲ行フ

●本條及ヒ本條ノ參照ニ付シタル三布告ニテ與ヘタル司獄官吏ノ權ハ裁判所構成法施行細則第十四條ノ認ムル所ナリ依テ現存ノモノナリ

(參照)

●明治十五年第十六號布告

樺戸集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ手續モ便宜取計フヘシ

●明治十五年第四十一號布告

空知集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ手續モ便宜取計フヘシ

●明治十八年第四十二號布告

釧路集治監ノ囚人假出獄免幽閉ノ者トモ罪ヲ犯シ輕罪以下ニ該ル者ハ司獄官吏ニ於テ裁判シ治罪ノ手續モ便宜取計フヘシ
但重罪ハ根室重罪裁判所ノ管轄ニ屬ス

第十五條 小笠原島出張東京府官吏ハ其島内ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ

●本條及ヒ次條ノ規定スル所ハ裁判所構成法施行細則第十二條ニ於テ東京地方裁判所管内小笠原島及伊豆七島ニ於テ民事刑事ノ訴訟ニシテ區裁判所ノ裁判權ニ屬スルモノ及非訟事件ハ裁判所設置マテ島吏之ヲ取扱フ但シ刑事訴訟ノ手續ハ便宜之ヲ取扱フコトヲ得ト規定セルカ故ニ司法警察訓則ノ規定ハ此施行細則ノ趣旨ニ從ハサルヘカラサルナリ

(參照)

●明治十四年第五十六號布告

小笠原島裁判事務當分東京府出張所ニテ治安裁判所即チ違警罪裁判所始審裁判所即チ輕罪裁判所ノ權限ヲ以テ裁判セシメ民事刑事控訴及重罪裁判ハ東京控訴裁判所ノ管轄ト相定明治十五年一月一日ヨリ施行候條此旨布告候事

但該島ニ於テ治罪ノ手續ハ適宜取扱フヘシ

第十六條 伊豆七島地役人ハ其管轄地内ニ於テ司法警察ノ職務ヲ行フ

(參照)

●明治十四年第五十七號布告

伊豆七島裁判事務當分該島吏へ民事ハ百圓以下及勸解并ニ刑事ハ違警罪ノ裁判ヲ委任シ民事百圓以上刑事輕罪以上ハ東京始審裁判所ノ管轄ト相定明治十五年一月一日ヨリ施行候條此旨布告候事

第十七條 清國朝鮮國駐在檢事ハ各其駐在地ニ於テ日本國人ノ犯罪ニ付司法警察ノ職務ヲ行フ

第十八條 商船ノ船長ハ商船内ノ犯罪ニ付明治十四年第六十五號布告ニ從ヒ司法警察ノ職務ヲ行フ

●前第十七條及ヒ本條并ニ本條ノ參照ニ付シタル布告ハ刑事訴訟法

ニ抵觸スル所ナキノミナラス本條ノ如キハ刑事訴訟法第四十八條ノ明カニ認ムル所ナリ故ニ總テ現存ノ條項ナリトス

(參照)

●明治十四年第六十五號布告商船内犯罪取扱規則

第一條 何人タリトモ商船内ニ於テ重罪輕罪アルヲ認知シ又ハ重罪輕罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ船長ニ告訴告發ヲ爲スヲ得

第二條 船長告訴告發ヲ受ケタル者又ハ重罪輕罪ノ現行犯アルヲ知リタル時ハ其事件ニ付假ニ訊問檢證ノ處分ヲ爲シ且證憑及ヒ事實參考トナルヘキ事物ヲ集取シ調書ヲ作ルヘシ但調書ヲ作ルヲ能ハサル時ハ第三條ニ記載シタル官吏ニ其申立ヲ爲スヘシ前項ノ場合ニ於テハ立會人二名以上アルヲ要ス

第三條 船長ハ證憑及ヒ事實參考ト爲ルヘキ事物ヲ取纏メ被告人

ト共ニ該船碇泊又ハ着港ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ引渡スヘシ若シ外國ノ港埠ニ着シタル時ハ其地駐劄ノ領事ニ引渡スヘシ第十九條 司法警察官ノ管轄ハ犯罪ノ性質場所及ヒ被告人ノ身分ニ付キ制限アルヲナシ

●本條ノ規定ハ刑事訴訟法ニ抵觸セサルノミナラス道理上正ニ斯クナカルヘカラサルノ條項ナルヲ以テ現存ノモノトス

第二十條 司法警察官他ノ管轄地内ニ於テ搜查ヲ爲ス可キ時ハ之ヲ其地ノ司法警察官ニ囑托ス可シ

●本條ノ規定ニ付或ハ論シテ曰ク本條ニハ司法警察官ノ囑托ヲ受クルヲ得ヘキコトヲ明カニ示シタルモ裁判所構成法中法律ノ共助ノ部ニハ司法警察官ノ點ニ付キ何等ノ規定ナキヲ以テ治罪法廢止セラレタル以上ハ本條ノ由テ來ル處ノ根元法消滅シタルヲ以テ本條ノ囑托ハ之ヲ爲シ得サルモノナリト然レモ實際ニ於テハ左ノ理由

ヲ以テ或論者ノ説ヲ駁シ本條ヲ現存ノモノトセリ
裁判所構成法ニ於テハ特ニ司法警察官ニ囑托スルコトヲ禁シタル
法文ナク且ツ之レニ相互ノ補助ヲ爲スコトヲ許スモ敢テ同法ノ精
神ニ抵觸スル處ナキノミナラス實際囑托ノ必要ナル場合往々之レ
アルヲ以テ本條ハ現存ノモノナリ

第三章 司法警察官ノ職務

第二十一條 司法警察官ノ職務左ノ如シ

- 一 犯罪ノ捜査
- 二 現行犯ノ假豫審

第二十二條 司法警察官ハ服務時間外ト雖モ急速ヲ要スル事件アル
時ハ成ル可ク其處分ヲ爲サ、ル可カラス

第二十三條 司法警察官職務ヲ行フ場合ニ於テ其制服ヲ着用セサル
ルハ司法警察官タルノ證票ヲ携帯ス可シ若シ其處分ヲ受クル者ノ

請求アル時ハ之ヲ示ス可シ

第二十四條 司法警察官ハ専ラ奸惡ヲ摘發シ公害ヲ除クニ着眼ス
可シ一概ニ犯罪ヲ檢舉スルコトノ多數ナルノミヲ以テ其職務ヲ盡ス
モノト爲ス可カラス

第二十五條 奸惡ノ徒ハ巧ニ法網ヲ脱スルコトヲ圖ルモノニシテ無知
ノ細民知ラスシテ法律ニ觸ル、ノ比ニ非ス司法警察官タルモノ宜
ク其犯情ヲ看破スルコトニ注意ス可シ

第二十六條 司法警察官ハ捜査ヲ爲スニ付キ檢事ノ指揮ニ從フヘキ
ハ勿論ナリト雖モ事毎ニ其指揮ヲ待ツヘキモノニ非ス故ニ犯罪ア
ルニ當テハ直ニ捜査ニ着手セサルヘカラス

第二十七條 檢事ト司法警察官トハ職權ニ差等アリト雖モ其關係密
着シテ事務ヲ料理ス可キモノナルニ因リ互ニ協和ヲ旨トス可シ

第二十八條 司法警察官ハ管轄内外ニ拘ラス執務ノ便益ヲ圖ル爲メ

平常互ニ氣脈ヲ通ス可シ

第二十九條 司法警察官被告人又ハ被害者ト親屬若クハ故舊ナル者ハ嫌疑ヲ避クル爲メ成ル可ク其處分ヲ他ノ官吏ニ讓ル可シ

第三十條 司法警察官職務ヲ行フニ際シ必要トスル時ハ警察署憲兵屯營ニ照會シテ巡查憲兵卒ヲ使用スルヲ得但事機緊急ナル者ハ直ニ之ヲ使用スルヲ得
若シ事機緊急重要ニ涉ル時ハ鎮臺又ハ營所分營ニ照會シテ兵力ヲ要求スルヲ得其要求書ニ成ル可ク犯罪ノ性質被告人ノ員數所在地及ヒ其携帶スル兇器ノ種類等ヲ記載ス可シ

(參照)

●明治十四年太政官第八十二號達

第一條 裁判官檢察官及ヒ司法警察官治罪法ニ從ヒ檢證及ヒ物件差押其他職務ヲ行フニ當リ必要ナル時ハ警察署又ハ憲兵屯營ニ

照會シテ巡查又ハ憲兵卒ヲ使用スルヲ得

但シ事機緊急ナルトキハ直チニ之ヲ使用スルヲ得

第二條 前條ノ場合ニ於テ事機緊急重要ニ涉ル時ハ直チニ鎮臺又ハ分營ニ照會シテ兵力ヲ要求スルヲ得

第三十一條 兵力ヲ要求シタル司法警察官ハ直接ニ兵卒ヲ指揮スルヲ得スト雖モ處分ノ方法ニ付キ指揮官ニ協議スルヲ得

第三十二條 謀故殺放火強盜其他重罪輕罪ヲ分タス重要ナル事件アリタル時ハ司法警察官ハ速ニ其旨ヲ檢事ニ報告ス可シ

第三十三條 刑法第二編第一章第二章及ヒ第三章第一節ノ犯罪アリタル時ハ司法警察官ハ速ニ檢事ニ報告シ檢事ハ之ヲ司法大臣ニ具狀スヘシ

第三十四條 勅委任官華族帶勳有位者禁錮以上ノ刑ニ該ル可キ罪ヲ犯シタル時ハ司法警察官ハ速ニ其旨ヲ檢事ニ報告ス可シ

第三十五條 外國人重罪輕罪ヲ犯シ又ハ外國人ニ對シ重罪輕罪ヲ犯シタル者アル時ハ檢事司法警察官ハ第三十三條ノ手續ヲ爲ス可シ

第三十六條 外國公使館ニ關スル事件ニ付テハ明治七年太政官第百二十八號達ニ從ヒ處分ス可シ

(參照)

●明治七年太政官第百二十八號達司法警察規則附錄

外國公使及公使館屬員之事

第一條 外國公使ハ我國憲ヲ以テ羈縻スヘカラサル通義ナレハ是ヲ擴充スル時ハ其家族並ニ公使館屬員書記官隨員公使ノ僕隸書記官ノ家族及ヒ書記官ノ僕隸等總テ公使館ノ名籍ニアルモノ及ヒ其家屋東馬迄モ同様ナリト思量スヘシ

第二條 內國人公使館又ハ公使ノ書記官ニ僱ハレ公使館ノ名籍ニ在ル間ハ公使館ノ屬隸ト見做シ若シ事故アリテ逮捕セサルヲ得サルカ或ハ呼出シテ糾問セサルヲ得サルキハ外務省ヲ經テ公使

館へ報知シ其唯諾ヲ待チテ後引出スヘシ尤其者ヲ處分スルハ公使ノ關係スルコニアラス

第三條 內國人各公使館及書記官ニ僱ハレ中ハ其公使又ハ代理ヨリ其者ノ名籍ヲ外務省へ届出外務省ハ其届書ヲ速ニ司法警察官吏へ送達シ置ヘシ警察官吏ハ常ニ其姓名ヲ簿記シ置ヘシ若シ途中ニテ或ル人ヲ引留其名簿ノ在ル處ヲ聞糺ス時公使館ニ雇ハレ中ト稱スル時其簿記ト校照シ愈相違ナキハ一旦公使館迄同道シ照會ヲ遂ケタル後其處分ヲ施スヘシ若其姓名簿記中ニ在ラサル者ニテモ其本人決シテ相違ナキ旨述ル時ハ公使館へ同道シ右ノ如ク處置スヘシ

但シ重科ニテ捕縛セサルヲ得サル者ハ第六條ニ照シテ處分スヘシ

外國公使館ノ事

第四條 外國公使館内へハ事故アリテ館主ヨリ請求スル時ノ外決シテ立入ルヘカラス若シ重科ヲ犯シタル罪人ト見留タル者奔逃シテ門内へ匿入セシ等毫髪ノ間モ猶豫スヘカラサル時ハ其把門者ニ告ケ其館主ノ許可ヲ受ケ後館内又ハ邸内ヲ探索スヘシ

第五條 右公使館書記官ノ住宅内ニ在ル内外屬員ハ勿論車馬家畜ノ末ニ至ル迄一切手ヲ觸ルヘカラス若シ職務上止ムヲ得ス手ヲ降スヘキ事故アラハ是ヲ外務省ニ打合セ而シテ其處分ヲナスヘシ
外國公使屬員罪ヲ犯シ并犯罪ノ内國人公使館ニ住居スル時ノ事

第六條 外國公使館ノ屬員ナル外國人殺傷或ハ剽盜放火強姦等目然ニ顯ハレタル罪ヲ公使館外ニテ現ニ行フヲ見及フカ或ハ現ニ見スト雖モ衆人ヨリ報告シ確證アリテ片時モ猶豫ナシカタキ時ハ其人ヲ其場ニ引留置即刻公使館へ報知ノ上同館へ引渡シ又外

務省へ報知シ是ヲ公使館ニ引渡セシ手續ヲ申ヘシ決シテ手鎖捕縛等ノ事アル可カラス或ハ屬員ノ内國人ハ引留置即刻公使館へ報知シ改メテ彼ヨリ引渡ヲ受クルノ手續ヲ施シ又コレヲ外務省ニ申ヘシ

第七條 犯罪ノ風聞アルカ或ハ他人ノ白狀ヨリ明了ニ其罪科ノ知レタル内國人現ニ公使館内ニ備ハレテ公使館ニ住居スルキハ其館外周圍ノ各路ヲ遮斷シ而後外務省へ報知シ同館へ照會ヲ乞館主ニ引渡シヲ要求シ其人ヲ受取リテ后之レヲ捕縛ス可シ若シ館主之ヲ拒ムキハ其旨ヲ猶外務省へ報知シテ其處分ヲ定ムヘシ

第三十七條 外國人ノ身体家宅物件ニ關スル處分ニ付テハ本則ヲ適用ス可カラス但朝鮮國人及條約未濟國人ニ付テハ此限ニ在ラス

●本第三章司法警察官ノ職務ヲ規定シタル第二十一條乃至第三十七條及ヒ本章中ニ參照ニ付シタル太政官達ハ刑事訴訟法等ニ抵觸ス

ル處ナキヲ以テ現存ノモノナリトス

第二編 搜查權

第一章 搜查權ノ起因

第三十八條 搜查權ハ犯罪ニ先チ又ハ犯罪ニ後レテ生スルモノニ非
ラス犯罪ト同時ニ生スルモノナルニ因リ其起因ヲ知ルニハ犯罪ノ
成立不成立ヲ鑑別スルヲ必要トス

第三十九條 犯罪ノ成立不成立ハ容易ニ鑑別スヘキモノト否ラサル
モノトアリ故ニ犯罪アリト思料スヘキ事件ニ付テハ勉メテ其取調
ヲ爲スヘシ犯罪ノ成立ヲ確認ス可カラサルノ故ヲ以テ初メヨリ之
ヲ忽カセニスルヲ得ス

●前條及ヒ本條ノ規定ハ當然ナルコトニシテ刑事訴訟法ニ抵觸スル
所ナキハ素ヨリ明カナルコトニ付キ共ニ現存ノ條文ナリ

第一節 犯罪成立

第四十條 犯罪成立ニ關スル一般ノ條件左ノ如シ

- 一自由 他ノ強制ヲ受ケス事ノ行否自己ノ意ニ隨フヲ謂フ
- 二辨別 普通ノ知覺精神ヲ有シ事ノ是非ヲ識別スルヲ謂フ
- 三故意 法律規則ノ禁令アルヲ知ルト知ラサルト別タス罪ト
爲ルヘキ事實ヲ知リテ之ヲ行ヒ若クハ行ハサルノ意アル
ヲ云フ

第四十一條 前條ニ記載シタル條件ハ犯罪成立ニ必要ナリト雖モ諸
罰則違警罪及ヒ過失罪ニ付テハ法律ノ特例又ハ犯罪ノ性質ニ因リ
條件ノ具備ヲ要セサルモノアリ

第四十二條 犯罪成立ニ關スル一般ノ條件ノ外各罪固有ノ原素ヲ具
備スルヲ要ス例ヘハ詐僞取財ノ罪ニ付テハ欺罔取受及ヒ他人ノ財
物ノ三原素ヲ要スル如キ是ナリ

第四十三條 犯罪ノ原素具備シタルキヲ以テ犯罪成立ノ期ト爲スト

雖モ其原素ハ必シモ同時ニ具備スルヲ要セス

●本節第四十條乃至第四十三條ノ規定ハ素ヨリ司法警察官タル者ノ應ニ用ヘサルヘカラサル注意ノ條項ナルヲ以テ現存ノモノナルコト當然ナリトス

第二節 未遂犯罪

第四十四條 法律ニ於テハ總テ已遂犯罪ニ付キ刑名ヲ定メタルモノニシテ其犯罪ノ原素タル可キ事實ニ着手スルモ意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ行ヒ遂ケサルキハ未遂犯罪トス

第四十五條 未遂罪犯ハ法律上罰スルト罰セサルトノ區別アリ

- 一 重罪ノ未遂罪ハ總テ之ヲ罰ス
- 二 輕罪ノ未遂犯ハ法律ニ明文アルニアラサレハ之ヲ罰スルコトナシ其明文アルモノ概テ左ノ如シ
- 一 内乱ニ關スル罪

- 一 囚徒逃走ノ罪
- 一 私ニ軍用ノ銃砲彈藥ヲ製造スル罪
- 一 往來通信ヲ妨害スル罪
- 一 官印ヲ偽造スル罪
- 一 私印私書ヲ偽造スル罪
- 一 死屍ヲ毀棄シ及ヒ墳墓ヲ發掘スル罪
- 一 竊盜ノ罪
- 一 詐僞取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪
- 一 彈藥取締規則第二十五條ノ罪
- 一 郵便條例第二百三十三條第二百三十七條ノ罪
- 一 電信條例第五十八條第六十二條第六十五條ノ罪
- 一 海底電信線保護方萬國聯合條約罰則第一條ノ罪
- 三 違警罪ノ未遂犯ハ總テ之ヲ罰セス

第四十六條 犯罪ニ着手スト雖モ事理ニ於テ其目的ヲ遂ケ得ヘカラ

サルモノハ不能犯ニシテ未遂犯ト爲ス可カラス

不能犯ハ法律上之ヲ罰セスト雖モ其所爲ニ因リ犯罪ヲ構成スルヲアリ例ヘハ人ヲ毒殺セントシタルニ其藥質人ヲ殺スニ足ラサルモ爲メニ其人ノ健康ヲ害スルニ至リタルノ類是ナリ

第四十七條 犯罪ニ着手スト雖モ自ラ其事ヲ中止シタルキハ之ヲ遂ケサルノ原因障礙舛錯ニ非サルヲ以テ亦未遂犯トナスヘカラス犯罪ヲ中止シタル場合ハ法律上之ヲ罰セスト雖モ中止前ノ所爲ノミニ因リ犯罪ヲ構成スルコトアリ例ヘハ竊盜ヲ爲サントシテ人ノ邸宅ニ入り自ラ其事ヲ中止シタル時ハ人ノ住所ヲ侵スノ罪アルノ類是ナリ

第四十八條 犯罪着手前ノ所爲ハ法律上之ヲ罰セス但内亂外患ニ關スル罪貨幣ヲ偽造スル罪等ニ付キ陰謀豫備ヲ罰スルハ例外トス

●本節第四十四條乃至第四十八條ハ未遂犯中止犯不能犯ノ何タルコト及ヒ種類并ニ是等ノ犯罪ニ付キ司法警察官ノ注意ト爲ルヘキコトヲ規定シタルモノニシテ素ヨリ刑事訴訟法ト抵觸スル所ナキヲ以テ現存ノ條文ナリ

第三節 數人共犯

第四十九條 數人共犯ニ三様アリ二人以上合同シテ現ニ罪ヲ犯ス者人ヲ教唆シテ罪ヲ犯サシムル者及ヒ人ノ罪ヲ犯スヲ知リ豫備ノ所爲ヲ以テ幫助スル者はナリ現ニ罪ヲ犯ス者及ヒ犯罪ヲ教唆スル者ハ正犯トシ犯罪ヲ幫助スル者ハ從犯トス

第五十條 教唆者及ヒ從犯ヲ罰スルハ重罪輕罪ニ止リ違警罪ニ於テハ之ヲ罪セス

第五十一條 二人以上合同シテ現ニ罪ヲ犯ス時ハ情ノ輕重所行ノ異同ニ拘ハラズ各自同一ノ罪アルモノトス

第五十二條 二人以上合同シテ現ニ罪ヲ犯スノ際其一人又ハ數人臨時他罪ヲ犯シタル時ハ其罪ヲ他ノ犯人ニ及ホス可キモノニ非ス然レモ本罪ニ關係シタル事件ニシテ他ノ犯人之ヲ豫知シタル時ハ其罪ヲ免カル、コヲ得ス

第五十三條 二人以上合同シテ罪ヲ犯シタル時其一人又ハ數人幼年若クハ知覺精神ノ喪失等ニ因リ減免ヲ得ルト雖モ他ノ犯人ハ其利益ヲ得可キモノニ非ス

第五十四條 教唆者ノ罪ハ脅迫贈與威權結約其他被教唆者ヲシテ犯罪ノ意ヲ決定セシムルニ足ル可キ方法ヲ用ヒ且被唆教者其事ヲ實行スルニ因テ成立ス

若シ被教唆者ノ犯シタル罪全ク異質ニシテ教唆ヨリ出タルモノニ非サル時ハ教唆者ノ罪成立セス

第五十五條 從犯ハ正犯ヲ幫助シ犯罪ヲ容易ナラシムル者ニシテ器

具ヲ給與シ又ハ誘導指示スル等ノ別アリト雖モ其所爲ハ毎ニ犯罪着手ノ前ニ在リ若シ犯罪ノ當時直接ニ幫助スルモノハ即チ正犯ニシテ從犯ト爲ス可カラス

第五十六條 從犯ノ罪ハ正犯ノ罪ト同時ニ成立ス故ニ正犯現ニ其事ヲ行ハス又ハ之ヲ行フモ罪ト爲ラサル時ハ從犯亦罪ナシトス但正犯ノ身分ニ因リ不論罪ト爲ル場合ハ此限ニ在ラス

第五十七條 犯罪ヲ容易ナラシムル爲メ器具ヲ給與シ又ハ誘導指示スト雖モ正犯其器具ヲ使用セス又ハ其誘導指示ニ從ハサル時ハ正犯ノ罪成立スルモ從犯ノ罪成立セス

正犯其器具ヲ使用シ又ハ其誘導指示ニ從フト雖モ全ク異質ノ罪ヲ犯シ從犯其事實ヲ豫知セサルモ亦同シ

第五十八條 共犯罪一般ノ成立ハ前數條ニ記載シタル如シト雖モ酒造稅則煙草稅則ノ如キ稅關ニ關スル罰例及ヒ古物商取締條例質屋

取締條例ノ如キ營業取締ニ關スル罰例ニ於テハ止マ其營業者ヲ罰シ爆發物取締罰則新聞紙條例集會條例ノ如キ治安ニ關スル罰例ニ於テハ共犯ノ區域ヲ擴メ又ハ特定ノ者ノミヲ罰スル等ノ特例アリ其他諸罰則ニ於テハ共犯ノ特例アルモノ多シ

●本節第四十九條乃至第五十八條ハ正犯從犯及ヒ教唆者ノ何タルコトヲ明カニシ及ヒ是等ノ共犯者ノ處罰ノ關係ヲ示シ其他數人共犯ノ處分方ニ付キ當事者ノ注意スヘキコトヲ規定シタル條項ニシテ此條項タル刑法ノ規定ヨリ出タルモノナレハ刑事訴訟法ノ爲メ素ヨリ變更ヲ受クルモノニアラサルヲ以テ現存ノ條文ナリ

第四節 不論罪及ヒ刑ノ全免

第五十九條 不論罪トハ外形上犯罪タル可キノ所爲アリト雖モ法律上之ヲ罪トセサルモノヲ謂ヒ刑ノ全免トハ犯罪已ニ成立スト雖モ法律上特ニ定メタル事由ノ爲メ全ク其刑ヲ免スルモノヲ謂フ

不論罪及ヒ刑ノ全免ヲ得ヘキモノハ公訴ノ目的ナキニ因リ其事實明瞭ナルニ於テハ捜査ヲ爲ス可キモノニ非ス但不論罪ニシテ懲治場ニ留置ス可キモノハ此限ニ在ラス

第六十條 不論罪ニ二種アリ各種ノ犯罪ニ適用ス可キモノヲ一般ノ不論罪ト謂ヒ特種ノ犯罪ニ適用ス可キモノヲ特別ノ不論罪ト謂フ

第六十一條 一般ノ不論罪ハ左ノ如シ

- 一 抗拒ス可カラサル強制ニ遇ヒ其意ニ非スシテ爲シタル者
- 二 天災又ハ意外ノ變ニ因リ避ク可カラサル危難ニ遇ヒ自己若クハ親屬ノ身體ヲ防衛スルニ出タル者
- 三 法律又ハ本屬長官ノ命令ニ從ヒ其職務ヲ以テ爲シタル者
- 四 罪ヲ犯ス意ナキ者但法律規則ニ於テ特例アルモノヲ除ク
- 五 罪ト爲ルヘキ事實ヲ知ラサル者
- 六 知覺精神ヲ喪失シタル者

七 罪ヲ犯ス時十二歳ニ滿タサル者

八 罪ヲ犯ス時滿十二歳以上十六歳ニ滿タスシテ是非ヲ辨別セサル者但違警罪ヲ除ク

九 瘖啞者

第六十二條 前條ニ記載シタル者ハ一般ニ其罪ヲ論セスト雖モ酒造稅則煙草稅則證券印稅規則等ノ諸罰例ニ於テハ全ク不論罪ノ例ヲ適用セス又ハ其一部ヲ適用セサルモノアリ

第六十三條 特別ノ不論罪ハ左ノ如シ

- 一 自己又ハ他人ノ身體生命ヲ正當ニ防衛シ已ムコトヲ得サルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者
- 但不正ノ所爲ニ因リ自ラ暴行ヲ招キタル者ヲ除ク
- 二 財産ニ對シ放火其他暴行ヲ爲ス者ヲ防止スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テ人ヲ殺傷シタル者

三 盜犯ヲ防止シ又ハ盜賊ヲ取還スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テ人ヲ殺傷シタル者

四 夜間故ナク邸宅ニ入り若クハ門戶牆壁ヲ踰越損壞スル者ヲ防止スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テ人ヲ殺傷シタル者

五 犯罪人ノ親屬ニシテ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメ又ハ其罪證ト爲ルヘキ物件ヲ隱蔽シタル者

六 祖父母父母夫妻子孫及ヒ其配偶者又ハ同居ノ兄弟姉妹互ニ竊盜ノ罪遺失物埋藏物ニ關スル罪詐欺取財ノ罪及ヒ受寄財物ニ關スル罪ヲ犯シタル者

第六十四條 刑ヲ全免ス可キ場合ハ左ノ如シ

- 一 貨幣偽造變造ノ情ヲ知り雇ヲ受ケタル職工雜役及ヒ房屋ヲ給與シタル者其貨幣行使前ニ於テ自首シタル時
- 二 偽證又ハ詐僞ノ鑑定通事ヲ爲シタル者其事件ノ裁判宣告ニ至

ラサル前ニ於テ自首シタル時

三 誣告ヲ爲シタル者被告人ノ推問ヲ始メサル前ニ於テ自首シタル時

四 地租條例ニ違犯シタル者自首シタル時

五 窃ニ米穀金銀貨株式及ヒ諸物品ノ限月賣買等ヲ爲シタル者自首シタル時

六 富籤賣買ニ關スル犯罪者自首シタル時但沒収ス可キ物件アル場合ヲ除ク

●本節第五十九條乃至第六十四條ニハ不論罪ノ何ナルコト及ヒ其類別刑ノ全免スヘキモノトハ如何ナルモノナルコト及ヒ其場合其他此不論罪及ヒ刑ノ全免ニ付キ當事者ノ用意スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ是レ亦刑事訴訟法ノ爲メ變更ヲ來タスモノニアラサレハ現存ノ條ナリ

第二章 搜查權ノ停止

第六十五條 搜查權ハ犯罪ノ成立ニ起因スルモノニシテ被害者ノ告訴アルト否トニ關係スルヲナシ然レモ人ノ内行若クハ名譽ニ關シ其摘發スルニ於テハ却テ害ヲ被害者ニ加フルノミナラス爲メ一般ノ風俗ヲ敗ルノ恐アルモノアリ又ハ其害ノ有無被害者ニ非サルハ之ヲ鑑別スルヲ能ハス隨テ其犯罪ノ成立セシヤ否ヲ確知スルヲ得サルモノアリ故ニ此種ノ犯罪ニ付テハ法律規則ニ於テ特例ヲ設ケ被害者又ハ親屬ノ告訴ヲ待ツヘキモノト定メタルニ依リ其告訴アルマテ搜查處分ヲ停止セサル可カラス

第六十六條 左ニ記載シタル事件ハ被害者ノ告訴ヲ要ス但第九項以下ノ事件ニ付テハ其親屬亦告訴ヲ爲スヲ得

- 一 有夫姦ノ罪但本夫先ニ姦通ヲ縱容シタル時ハ告訴ノ效ナシ
- 二 誹毀ノ罪但死者ヲ誹毀スル罪ニ付テハ其親屬告訴ヲ要ス

- 三 他人ノ所有ニ屬スル牛馬以外ノ家畜ヲ殺ス罪
 - 四 公然人ヲ罵詈嘲弄スル罪
 - 五 他人ノ寫真版權ヲ侵ス罪
 - 六 他人ノ商標ヲ冒ス罪
 - 七 他人ノ專賣權ヲ侵ス罪
 - 八 新聞紙ニ記載シタル事項ノ錯誤ニ付正誤ノ請求ニ應セサル罪
 - 九 脅迫ノ罪
 - 十 幼者畧取誘拐スル罪但幼者式ニ從テ婚姻シタル時ハ告訴ノ効ナシ又幼者ヲ畧取誘拐シテ外國人ニ交付スル罪ハ告訴ヲ要スルノ限ニ在ラス
 - 十一 猥褻姦淫ノ罪但幼者ノ淫行ヲ勸誘シテ媒合スル罪及ヒ猥褻姦淫ニ因テ人ヲ死傷ニ致ス罪ハ告訴ヲ要スルノ限ニ在ラス
- 第六十七條 被害者ノ告訴ヲ要スル事件ト雖モ本人無能力ナルキハ

法律ニ定メタル代人ヨリ告訴ヲ爲スモ其効アリトス
 法律上ノ代人ト雖モ有夫姦ノ罪ニ付テハ本夫白痴瘋癲ナル場合ノ
 外告訴ノ權ナシ
 又財産管理人ハ財産ニ關スル犯罪ノ外告訴ノ權ナシ

(参照)

●明治十四年第七拾三號布告

治罪法ニ於テ無能力者法律ニ定メタル代人及ヒ民事擔當人ト稱
 スル者ハ左ノ通
 無能力者

- 一 未丁年者
- 二 妻タル者
- 三 白痴瘋癲人
- 四 治産ノ禁ヲ受ケタル者

法律ニ定メタル代人

- 一 未丁年者ノ父若クハ母又ハ親屬後見人
 - 二 夫タル者
 - 三 白痴瘋癲人ノ保管人
 - 四 治産ノ禁ヲ受ケタル者ノ財産管理人
- 民事擔當人

- 一 未丁年者ノ父若クハ母又ハ同居ノ親屬ニシテ監督ヲ爲ス者
- 二 夫タル者
- 三 白痴瘋癲人ノ保管人
- 四 雇主

但雇人其雇主ノ命シタル事件ヲ行フ時

第六十八條 親屬ノ告訴ハ被害者ノ爲メニ之ヲ爲スモノナルヲ以テ

被害者ノ意思ニ反スル告訴ハ其效ナシ

●本章第六十五條乃至第六十八條ハ搜查權ノ發生ヲ停止スル場合ヲ現定シタルモノニシテ是等ノコトハ刑法ノ變更ニ於テハ或ハ其影響ヲ受クルコトアルヘシト雖モ治罪法變更ノ爲メニハ何等ノ影響ヲ受クルモノニアラス又參照布告ハ無能力者法律ニ定メタル代人及ヒ民事擔當人ノ如何ヲ定メタルモノナレハ民法實施ニ至ルマテハ有効ノ布告トス之ヲ以テ本章ノ條項及ヒ參照布告ハ共ニ現存ノモノトス

第三章 搜查ノ消滅

第六十九條 搜查權ハ公訴權ト其起因ヲ同クスルノミナラス亦同一ノ理由ニ因テ消滅ス故ニ其消滅ハ治罪法第九條ニ記載シタル公訴權消滅ノ場合ト差異ナキモノトス

●本條中ニ示シタル治罪法第九條ハ刑事訴訟法第六條ニ改マル而シ

テ捜査權ハ固ヨリ公訴權ト相背馳スルモノニアラスシテ本條ノ規定タル相當ノコトナルニ付刑事訴訟法ノ爲メ何等ノ影響ヲ受ケサル現存ノ條ナリ

第七十條 捜査權消滅シタルキハ捜査ニ着手ス可カラス既ニ着手シタル場合ニ於テハ之ヲ繼續スヘカラス故ニ捜査權ノ起因ニ注意スルト同時ニ其消滅ノ原由ニ注意ス可シ

●捜査權ノ消滅シタルトキ即チ公訴權ノ消滅シタルトキハ其目的物是レナキニ至ルチ以テ本條ノ規定ハ固ヨリ至當ナルコトニシテ刑事訴訟法ノ爲メ何等ノ影響ヲ受ケサル現存ノ條ナリ

第一節 被告人ノ死去

第七十一條 刑ハ其人ニ止マリ他人ニ及ハス故ニ被告人死去スルキハ公訴權消滅スルチ以テ其捜査權モ亦消滅ス

第七十二條 數人ノ共犯ノ場合ニ於テハ被告人死去スル者アリト雖

モ他ノ正犯從犯ニ付テハ捜査權消滅スル者ニ非ス

●前條及ヒ本條ニ規定スル處ハ刑ハ一人ニ止マルノ原則ノ適用ヲ示サレタルモノニシテ固ヨリ現存ノ條項ナリ

第二節 告訴ノ棄權私和

第七十三條 告訴ノ棄權私和ニ因リ捜査權消滅スルハ第六十六條ニ記載シタル事件ニ限ルモノニシテ其他ノ事件ニ付テハ棄權私和アリト雖モ捜査權消滅スルモノニアラス

第七十四條 告訴ノ棄權私和ハ始審終審ヲ問ハス本接ノ裁判言渡ニ至ルマテ何時ニテモ之ヲ爲ス可チ得

第七十五條 法律ニ定メタル代人ハ告訴ヲ爲ス可チ得ヘキ事件ニ付テハ其棄權私和ヲ爲ス可チ得

親屬ハ被害者ノ意思ニ反シ棄權私和ヲ爲ス可チ得ス

第七十六條 告訴ノ棄權私和ハ被害事件全部ニ係ルモノナルチ以テ

數人共犯ノ場合ニ於テ其一人ニ對シ棄權私和ヲ爲シタルモ他ノ被告人亦其利益ヲ受クルモノトス

●本節中告訴ノ棄權私和トアルハ刑事訴訟法ニ於テ告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄ト改マル其他本節中ニ掲ケタル事項ニシテ刑事訴訟法ニ於テ修正銷除セラレタルニアラサルニ因リ本節中ノ條項ハ勿論現存ノモノナリ

第三節 確定裁判

第七十七條 確定裁判ヲ經タル事件ハ被告人ノ利益ノ爲メ非常上告再審ノ訴ヘアリタル場合ノ外罪名ノ變更アルモ再理ス可カラサルニ因リ其搜查權亦消滅ス

第七十八條 確定裁判トハ上訴期限ヲ經過シ又ハ上訴ヲ經盡シテ復タ之ヲ動かス可カラサルモノヲ謂フ故ニ裁判ヲ經ルト雖モ上訴期限内及ヒ上訴中ニ於テハ搜查權消滅セス

第七十九條 確定裁判ニ因テ搜查權ノ消滅スルハ公判本按ノ言渡及ヒ豫審免訴ノ言渡ニ限ル但豫審免訴ノ言渡確定スト雖モ新ナル證憑アルモハ格別ナリトス

第八十條 確定裁判ノ効ハ其裁判ヲ受ケタル者ニ止リ其他ノ者ニ及ハス故ニ共犯人中既ニ確定裁判ヲ經タル者アリト雖モ他ノ犯人ニ付テハ搜查權消滅セス

●本節中ノ確定裁判ハ刑事訴訟法ニ於テ確定判決ト改マル其他本節中ノ規定ニシテ刑事訴訟法ニ於テ削除セラレタルモノアラサレハ本節ノ條項ハ總テ現存ノモノナリ

第四節 刑ノ廢止

第八十一條 法律ハ既往ニ溯ラスト雖モ所犯頒布以前ニ在ルモノハ新舊ノ法ヲ比照シ輕キニ從テ處斷ス故ニ舊法刑名アルモノニシテ新法之ヲ廢止スルモハ新法ニ從ヒ不問ニ付ス可キモノナルニ因リ

其捜査權モ亦消滅ス

第八十二條 刑ノ廢止ハ新法ニ於テ之ヲ明示スルモノアリ之ヲ明示セサルモ新法ニ牴觸スルニ因リ廢止ト爲ルモノアリ法律ヲ改正シ舊法中明文アルモノヲ除キタルカ爲メ廢止ト爲ルモノアリ其方法一様ナラスト雖モ捜査權ノ消滅スルハ同一ナリトス

●前條及ヒ本條ハ刑事訴訟法ニ於テ修正削除セラレタル所ナキヲ以テ現存ノ條ナリ

第五節 大赦

第八十三條 大赦ハ特赦ノ如ク刑ヲ免スルニ非ス罪ヲ消滅セシムルノ恩典ナリ故ニ大赦ヲ經タル事件ニ付テハ捜査權消滅ス

第八十四條 大赦ハ發令前ノ犯罪ニ限リ發令後ノ犯罪ニ及フ可キモノニ在ラス

●前條及ヒ本條ハ大赦ノ性質及ヒ効用ヲ示シタルモノニシテ刑事訴訟

法ノ爲メ其性質ニ影響セルモノニアラス故ニ此二條共ニ現存ノモノナリ

第六節 公訴權ノ期滿免除

第八十五條 總テ犯罪ハ其種類ニ因リ法律ニ定メタル期限即チ重罪ハ十年輕罪ハ三年違警罪ハ六月ヲ經過スルキハ公訴ノ期滿免除ヲ得ルニ因リ其捜査權亦消滅ス

第八十六條 期滿免除ノ期限ハ即時犯ニ付テハ犯罪ノ日ヨリ起算シ繼續犯ニ付テハ最終ノ日ヨリ起算シ連續犯ニ付テハ一罪毎ニ犯罪ノ日ヨリ起算ス

第八十七條 即時犯トハ其罪即時ニ終成スルヲ謂ヒ繼續犯トハ同一ノ罪ニシテ多少ノ時日其所爲繼續スルヲ謂ヒ連續犯トハ其意思繼續シテ數次同一ノ罪ヲ犯スヲ謂フ

第八十八條 期滿免除ハ公訴ノ提起及ヒ實行ニ因リ其期限ノ經過ヲ

中斷ス故ニ起訴及ヒ豫審公判ノ手續アリタルキハ其期限ヲ經過ス
ト雖モ期滿免除ヲ得ヘカラス但管轄違以外ノ原由ニ依リ其手續ノ
無効ニ屬スルキハ此限ニ在ラス

●本節第八十五條乃至第八十八條ハ期滿免除即チ時効ノ何タルコト
時効ノ起算點時効中斷ノコト等ヲ規定シタルモノニシテ刑事訴訟
法ニ牴觸スル所ナキヲ以テ現存ノ條項ナリ

第八十九條 期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中斷シタル場合ニ於テハ其處
分以前及ヒ處分中ノ日數ハ期滿免除ノ期限ニ算入スルヲ得ス若
シ其處分ヲ止メタルキハ更ニ其日ヨリ期滿免除ノ期限ヲ起算ス
期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中斷スト雖モ犯罪ノ日ヨリ起算シテ通常
期限ノ二倍ヲ經過スルキハ期滿免除ヲ得但中斷シテ其處分ヲ繼續
スル場合ハ此限ニ在ラス

●本條第一項ニ規定スル所ハ別ニ刑事訴訟法ニ牴觸スル所ナキヲ以

テ現存スト雖モ第二項ニ規定セル時効中斷ハ通常期間ノ二倍ヲ超
過スヘカラスノ規定ハ刑事訴訟法ノ爲メ消滅セリ何トナレハ此事
タル舊治罪法第十四條第二項未段ノ規定ヨリ出タルモノナルモ刑
事訴訟法ニ於テハ此規定ヲ削除シタレハナリ故ニ刑事訴訟法ノ下
ニ於テハ幾度トナク中斷法ヲ行フヲ得ヘキモノトス

第九十條 中斷ノ効ハ被告事件ノ全部ニ及フモノナルヲ以テ共犯人
中一人又ハ數人ニ對シ中斷ノ處分ヲ爲シタルキハ未タ發覺セサル
正犯從犯ト雖モ期滿免除ヲ得ヘカラス

●本條ノ規定タル舊治罪法第十四條第一項ヨリ出タルモノニシテ該
項ノ規定タル刑事訴訟法ノ第十一條第一項ニ於テ認ムル所ナルヲ
以テ從テ本條ハ現存ノ個條ナリトス

第三編

第一章 捜査着手ノ原由

第九十一條 捜査ハ適法ノ原由即チ告訴告發現行犯自首新聞風説其
他見聞シタル事物ニ因リ犯罪アルヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料
シタル場合ニ於テ着手ス可キモノトス

第九十二條 適法ノ原由ニ因リ犯罪アルヲ認知思料シタル場合ニ
非ラスシテ捜査ニ着手スルハ公安ヲ妨ケ人ノ名譽ヲ害スル等ノ弊
アルヲ以テ妄リニ犯罪アルヘシト豫想シ隱密探偵等ヲ爲ス可カラ
ス

●前條及ヒ本條ニ規定スル所ハ捜査權着手ノ心得トナルヘキコトヲ
規定シタルモノニシテ刑事訴訟法ノ下ニ於テモ宜シク此方針ヲ採
ラサルヘカラサルモノナリ故ニ此二條ハ共ニ現存ノモノトス

第一節 告訴及ヒ告發

第九十三條 告訴ハ被害者ノ親告ニシテ告發ハ被害者ニ非サル者ノ
申告ナリ其名異ナリト雖モ共ニ犯罪アリタルヲ當該官ニ申告ス

ルモノナルニ付キ告訴ト稱ス可キヲ告發ト稱シ告發ト稱ス可キヲ
告訴ト稱シ其他何等ノ名稱ヲ以テスルモ其申告ヲ受ケ宜ク其實ニ
從テ處分ス可シ

第九十四條 告訴告發ハ如何ナル事件ト雖モ却下スヘキモノニアラ
ス然レモ法律規則ニ違犯ノ廉ナシト思料シ且其申立ノ罪名亦經微
ナルキハ本人ニ示諭シテ取下ヲ爲サシムルヲ得若シ承諾セサル
キハ之ヲ受付シテ相當ノ手續ヲ爲サ、ル可カラス

第九十五條 書面ヲ以テ告訴告發ヲ爲シタル場合ニ於テ其旨趣不明
瞭ナルカ又ハ本人ノ意思ニ適合セサルヘシト思料スルキハ宜ク其
取調ヲ爲スヘシ

第九十六條 口述ヲ以テ告訴告發ヲ爲シタルキハ隨意ニ其事件ヲ陳
述セシメ調書ヲ作り本人ニ讀聞カセ共ニ署名捺印ス可シ

第九十七條 告訴告發ニ付キ増減變更ノ申立アリタルキハ本人ヲシ

テ書面ヲ差出サシメ又ハ其陳述ヲ錄取シ之ヲ讀聞セ共ニ署名捺印スヘシ

第九十八條 前二條ノ場合ニ於テ本人署名捺印スルヲ能ハサルハ其旨ヲ調書ニ付記ス可シ但氏名ヲ代書シ本人ヲシテ捺印セシムルモ妨ナシ

第九十九條 告訴告發ヲ受クルキハ成ル可ク犯罪ノ性質方法日時場所被告人證人ノ住所氏名其他證憑及ヒ事實參考ト爲ル可キヲ申立シム可シ

第一百條 被告人ヲ指名シテ告訴告發ヲ爲シタルハ本人ト被告人トノ關係如何ヲ熟察シ其誣罔ニ出ルヲナキヤ否ニ注意ス可シ又告訴人ノ如キハ一時ノ忿怒ニ因リ過實ノ申立ヲ爲スヲナキヲ保シ難キヲ以テ成ル可ク失誤ナキヲニ注意セシムヘシ

●本節第九十三條ヨリ本條マテニ規定スル所ハ告訴告發ノ何タルコト及ヒ告訴告發ヲ爲ス方法告訴告發アリタルトキ司法警察官ノ心得方等ニシテ別ニ刑事訴訟法ニ抵觸スル所ナキヲ以テ現存ノ條文ナリ

第一百一條 告訴ヲ受ケタル證書ハ告訴人ノ請求アルニ非ラサレハ之ヲ渡スニ及ハス

●本條ノ規定ハ舊治罪法第九十五條第三項ノ規定ヨリ出タルモノナリト雖モ該第三項ハ刑事訴訟法ニ於テ削除セラレタルヲ以テ從テ本條ハ消滅セシモノトス

第一百二條 代人ノ告訴告發ニ係ル時ハ委任狀ヲ差出サシム可シ但法律ニ定メタル代人告訴ヲ爲スルハ此限ニ在ラス

第一百三條 告訴告發ノ願下アルモ其書面ハ却下スルモノニ非ス更ニ本人ノ署名捺印シタル願下申立書ヲ差出サシム可シ
口述ヲ以テ願下ヲ爲スルハ其申立ヲ錄取シ本人ヲシテ署名捺印セ

シム可シ若シ署名捺印スルヲ能ハサルキハ第九十八條ノ例ニ從フヘシ

第百四條 官吏職務上ノ告發ハ其署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲナスヘキモノナリト雖モ急速ヲ要スル場合ニ於テハ電信又ハ口述ノ告發ヲ受クルモ妨ケナシ

●前第百二條ヨリ本條マテニ規定スル所ハ代人ニ委任シテ告訴告發ヲ爲スノ手續告訴告發ヲ取下クルノ手續及ヒ是等ノ手續ニ付キ常人ト官吏トノ間ニ異ナル點アルコト等ヲ示シタルモノニシテ是等ノコトタル刑事訴訟法ニ抵觸スル處ナキヲ以テ總テ現存ノ條ナリ

第百五條 告訴ヲ受クヘキ管轄官吏左ノ如シ
一 重罪輕罪ニ付テハ犯罪ノ地若クハ被告人住所ノ地ノ豫審刑事
檢事司法警察官
二 違警罪ニ付テハ犯罪ノ地ノ違警罪裁判所檢察官司法警察官

●本條ハ舊治罪法第九十三條ノ規定ヨリ出タルモノナリト雖モ該第九十三條ハ刑事訴訟法第四十九條ノ修正アルヲ以テ從テ本條ニモ其影響ヲ及ホシ今日ニ在テハ告訴ヲ受クヘキ管轄官吏ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ限ルモノトス

第百六條 告發ヲ受クヘキ管轄官吏左ノ如シ
一 重罪輕罪ニ付テハ告發人所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ豫審刑事
檢事
二 重罪輕罪ニ付官吏職務上ノ告發ハ其職ヲ行フ地ノ檢事
三 違警罪ニ付キ官吏職務上ノ告發ハ犯罪ノ地ノ違警罪裁判所
檢察官司法警察官

●本條ハ告發ヲ受クヘキ管轄官吏ヲ規定シタルモノニシテ舊治罪法第九十七條ノ規定ヨリ出タルモノナリ然レモ刑事訴訟法ハ舊治罪法ノ此點ニ付テノ規定ヲ改正シタルヲ以テ刑事訴訟法ノ下ニ於テ

告發ヲ受クヘキ官吏ハ告發人所在ノ地若クハ犯罪ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ナリトス

官吏職務上ノ告發ハ即チ其官吏ノ職務ヲ行フ地ノ檢事ナリトス而シテ刑事訴訟法ハ舊治罪法ノ如ク重罪輕罪違警罪ニ付テ告發ノ區別法ヲ廢シタリ

第一百七條 重罪輕罪ニ付官吏職務上ノ告發ハ其職務ヲ行フ地ノ司法警察官其取次ヲ爲スヲ得

●本條ハ別ニ刑事訴訟法等ニ抵觸スル所ナキヲ以テ現存ノ條トス
第一百八條 告訴告發ヲ受ケタル官吏ハ第四百二十二條以下ノ區別ニ從ヒ速ニ其事件ヲ送致ス可シ但豫審判事治罪治第一百十四條以下ノ場合ニ於テ相當ノ處分ヲ爲スハ格別ナリトス

●本條ハ刑事訴訟法ノ爲メ變更ヲ來タセリ告訴告發ヲ受ケタル官吏ハ其事件ニ付キ處分ヲ爲サ、ルヘカラサルハ當然ノコトナレハ刑

事訴訟法ハ司法警察官告訴告發ヲ受ケタルトキハ其第四十九條ノ規定ニ從ヒ處分スヘキモノトシ檢事告訴告發ヲ受ケタルトキハ同第六十二條以下ノ規定ニ從ヒ處分スヘキモノトセリ

第一百九條 檢事司法警察官ハ告訴告發ニ係ル事件ノ模様ニ因リ捜査ニ着手スルト否トヲ定ム可シ

第一百十條 檢事告訴告發ヲ受ケ起訴ノ手續ヲ爲カ、ルキハ控訴裁判所檢事長ニ於テ更ニ其告訴告發ヲ受ケ相當ノ處分ヲ爲スヲ得
●前條及ヒ本條ハ別ニ刑事訴訟法ニ抵觸スル所ナキノミナラス事元ト當然ノ規定ナルヲ以テ現存ノ條ナリトス

第二節 現行犯

第一百十一條 現行犯ハ罪ト爲ルヘキ所爲又ハ其犯人ヲ認メ得ヘキ有形上ノ模様アルモノニシテ特別處分ノ制限トス

第一百十二條 重罪輕罪違警罪ヲ分タス現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタ

ル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス
現ニ行フ際トハ罪ト爲ル可キ所爲ノ繼續スル時間ヲ謂ヒ現ニ行ヒ
終リタル際トハ罪ト爲ルヘキ所爲ヲ止メタル當時又ハ之ヲ止メタ
ルヨリ些少ノ時間ヲ經過スルモ其痕跡現存シテ犯狀ヲ認ムルニ容
易ナル時間ヲ謂フ

發覺トハ犯人ノ誰タルヲ知ラスト雖モ當該官ニ於テ其事件ヲ覺
知シテ處分ニ着手シ又ハ常人ノ之ヲ覺知シテ當該官ノ處分ニ供スル
ヲ謂フ

●前條及ヒ本條ハ舊治罪法第百條ノ規定ヨリ出テシモノニシテ舊治
罪法ノ第百條ハ刑事訴訟法ノ第五十六條ニ該リ別ニ修正ヲ加ヘラ
レタル點ナク從テ前條及ヒ本條ニ變更ヲ來タサ、ルヲ以テ現存ノ
條トス

第百十三條 重罪輕罪ニ付テハ現行犯ニ准ス可キモノアリ其場合左

ノ如シ

一 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セラレ、時此場合ニ於テハ犯
人トシテ追呼スル者及ヒ追呼セラレテ遁逃スル者アルヲ要ス
然レモ犯罪者タルヲ詰ルニ當リ直ニ遁逃スルキハ前ニ追呼
者アルヲ要セス

二 兇器贓物其他犯罪ニ關スル物件ヲ携帯シ犯人ト思料ス可キ時
三 家宅内ノ犯罪ニシテ戸主又ハ戸主ニ代ル可キ者ヨリ其檢証又
ハ其家宅内ニ在ル被告人逮捕ノ處分ヲ當該官ニ請求シタルキ

●本條ノ規定ハ舊治罪法第百一條ヨリ出テシモノニシテ舊治罪法ノ
第百一條ハ刑事訴訟法ノ第五十七條ニ該ルト雖モ刑事訴訟法第五
十七條ハ舊治罪法第百一條第二ノ規定ニ修正ヲ加ヘタルヲ以テ從
テ本條第二ノ場合ニ影響ヲ及ホシタリ故ニ本條第二ノ准現行犯ハ
兇器贓物其他犯罪ニ關スル物件ヲ携帯シ犯人ト思料スヘキトキノ